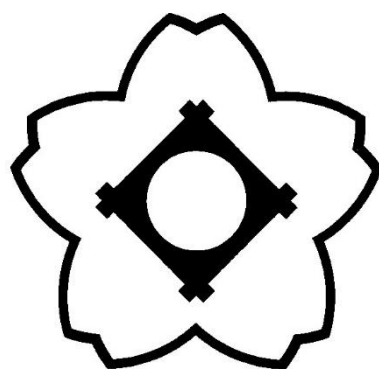


春日井市災害時受援計画



令和 4 年 3 月
春日井市

目 次

はじめに	1
第1章 総則	2
1 計画の趣旨	2
2 計画の対象範囲	3
3 計画の位置付け	5
4 計画の適用要件	5
5 初動対応.....	6
6 関係機関との連携	6
7 タイムラインに応じた行動目標	7
8 費用負担.....	8
9 受援の終了.....	10
第2章 受援体制の整備	11
1 受援総合窓口等の設置	11
2 受援体制における各役割	12
3 応援職員の執務・活動環境の整備.....	12
第3章 受援対象業務	14
1 受援対象業務の考え方.....	14
2 受援にあたっての考え方.....	15
3 受援対象業務シートの作成.....	16
4 応援業務マニュアルの作成・見直し	16
5 応援要請の法的根拠	17
第4章 受援の流れ	18
1 人的・物的資源の流れ.....	18
2 人的資源の流れ	21
3 物的資源の流れ	27
4 ボランティアとの連携.....	35
第5章 輸送ルート	40
1 緊急輸送道路等の区分	40
2 拠点間の標準アクセスルート等	40
3 道路啓開等の措置	44
第6章 被災地方公共団体への応援について	45
1 他地方公共団体への応援の基本的な考え方	45
2 費用負担.....	45
第7章 受援力強化に向けた取り組み	46
1 計画の定期的な見直し.....	46

2 PDCAサイクルによる運用、改善.....	46
3 研修・訓練による人材育成.....	46
4 実災害からの教訓の収集、整理.....	47
5 関係機関等との平時からの交流.....	47
関連情報	48
◎ 応急対策職員派遣制度	48
◎ 南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画(具体計画).....	49
◎ 南海トラフ地震における愛知県広域受援計画(県計画).....	49
◎ 地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン	50
◎ 国等の専門団体による応援組織.....	50
○ 自衛隊の災害派遣(防衛省)	50
○ 緊急消防援助隊(総務省消防庁).....	50
○ 警察災害派遣隊(警察庁)	51
○ TEC-FORCE(国土交通省).....	51
○ DMAT(厚生労働省・都道府県)	52
○ DHEAT(厚生労働省・都道府県・政令指定都市).....	52
○ DPAT(厚生労働省・都道府県)	52
○ JMAT(日本医師会).....	53
○ D. Waste-Net(環境省).....	53
○ 農業農村災害緊急派遣隊(水土里災害派遣隊)(農林水産省)	54
○ 全国水土里ネット(全国土地改良事業団体連合会)	54
○ 日本水道協会(各種団体・市町村・厚生労働省)	54
○ 災害時支援全国代表者連絡会議(各種団体・都道府県・国土交通省).....	55
○ 全国被災建築物応急危険度判定協議会(国土交通省).....	55
○ 被災宅地危険度判定連絡協議会(国土交通省)	55
◎ 緊急通行車両等の事前届出制度	56
◎ 中部版くしの歯作戦(早期復旧支援ルート確保手順)	56

はじめに

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、被災市町村に対して、他の地方公共団体や指定行政機関、指定公共機関、民間企業、ボランティア等の各種団体から、人的・物的資源等の支援・提供が行われるが、こうした応援に対する受け入れ側の準備が必ずしも十分とは言えない状況にある。特に、近年の災害において、多くの被災市町村に対し、他の地方公共団体等から多くの応援職員が派遣されており、応援職員による支援無くして的確な災害対応を行うことは困難な状況となっているが、こうした人的応援を円滑に受け入れるための体制は十分整備されているとは言い難い。このため、応援職員を迅速、的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための体制を整備するための「受援計画」の策定が求められている。

こうした状況を踏まえ、本市における他の地方公共団体等からの人的・物的資源の受け入れに関する事項について、内閣府が公表した「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」や、「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」を参考に、春日井市災害時受援計画を策定することとする。

第1章 総則

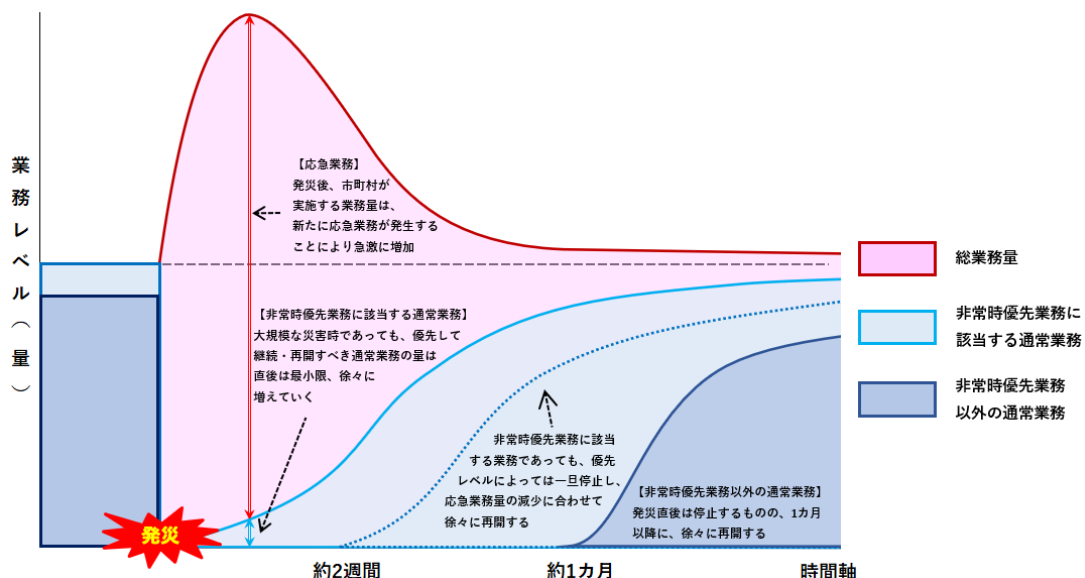
1 計画の趣旨

大規模災害が発生し、人員、物資、ライフライン等の資源が制約された状況下であっても、本市の機能を維持し、早期の復旧と適正な業務執行を行うため、「春日井市業務継続計画」を策定し、あらかじめ優先されるべき災害応急対策業務及び継続すべき優先度の高い通常業務を選定してきたところである。

しかし、本市の対応力を超える大規模災害が発生した場合には、業務の内容及量が拡大し、行政機能の維持が困難となるため、外部からの応援の受け入れが不可欠となる。災害発生直後から、被災地外の地方公共団体等により、災害対策基本法や災害時相互応援協定等に基づき、職員の派遣や物資の提供等の支援が行われる。また、NPO団体やボランティア等による支援も行われる。

それらの支援を最大限に活用し、円滑かつ迅速に災害応急対策を実施することで、市民の生命・身体・財産を保護すること、また早期の復旧・復興を実現するために、この計画において本市の受援体制を整備する。

図 発災後に市町村が実施する業務の推移

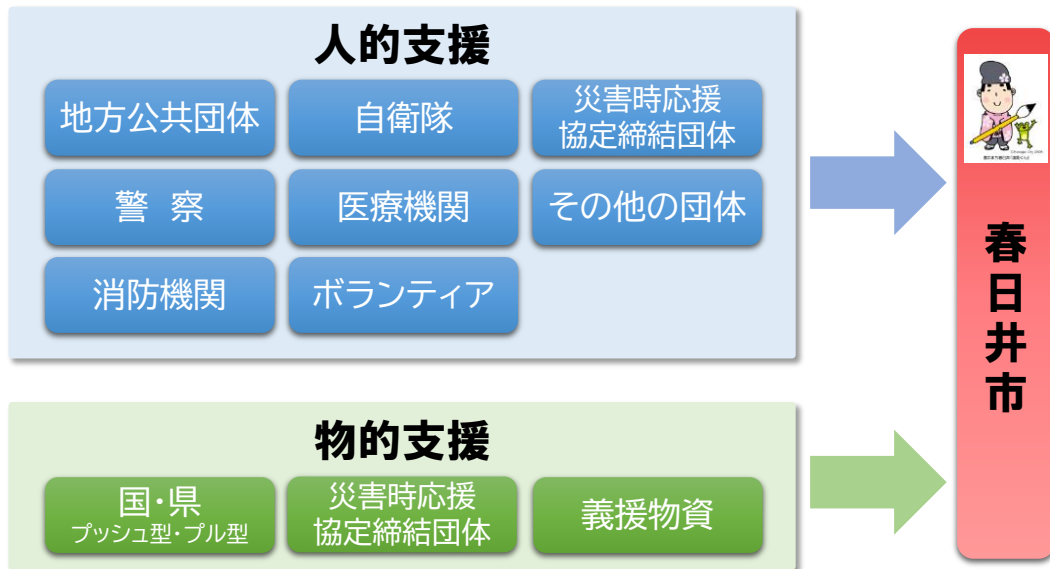


出典：「市町村のための業務継続計画作成ガイド（平成27年5月内閣府（防災担当）」を一部加工

2 計画の対象範囲

(1) 対象とする支援の範囲

本計画では、災害発生時に行われる外部からの人的及び物的支援を対象とする。



(2) 対象とする期間

本計画では、災害発生後に想定される応援・派遣の形態のうち、「初動期」、「応急期」、「復旧期（初期）」（概ね一か月程度）を対象期間とする。ただし、災害の規模や業務の内容に応じ、一か月を超えて受援する可能性があることにも留意する。

初動期 応急期 復旧期（初期）	災害対策基本法に基づく応援 災害応急対策を実施するために必要な業務を実施する。 応援期間は短期間であり、応援職員は身分の異動を伴わない。 なお、応援を求められた地方公共団体は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。	【想定業務】 避難所運営支援 物資集積拠点支援 住家被害認定調査 など
	相互応援協定に基づく応援 地方公共団体間での災害時相互応援協定等に基づく派遣。 応援期間は基本的に短期間であり、応援職員は身分の異動を伴わない。	【想定業務】 協定に規定されている業務
復旧期（中期以降）・復興期	地方自治法に基づく派遣 地方公共団体の長が、当該地方公共団体の事務の処理のため特別の必要があると認めるときに、他の普通地方公共団体の長に対し職員の派遣を求めることができるもの。 復旧・復興事業の実施のための中・長期派遣として熊本地震においても実施された。 派遣期間は原則として長期にわたり、派遣職員の身分の異動を伴う（派遣先の身分と併任）。	【想定業務】 災害査定等の社会 基盤施設復旧業務 （道路等の災害復旧） など
	【根拠】 各地方公共団体が締結している災害時相互応援協定等	【根拠】 地方自治法第 252 条の 17 第 1 項

表 主な応援の種類と想定される時期及び主な内容

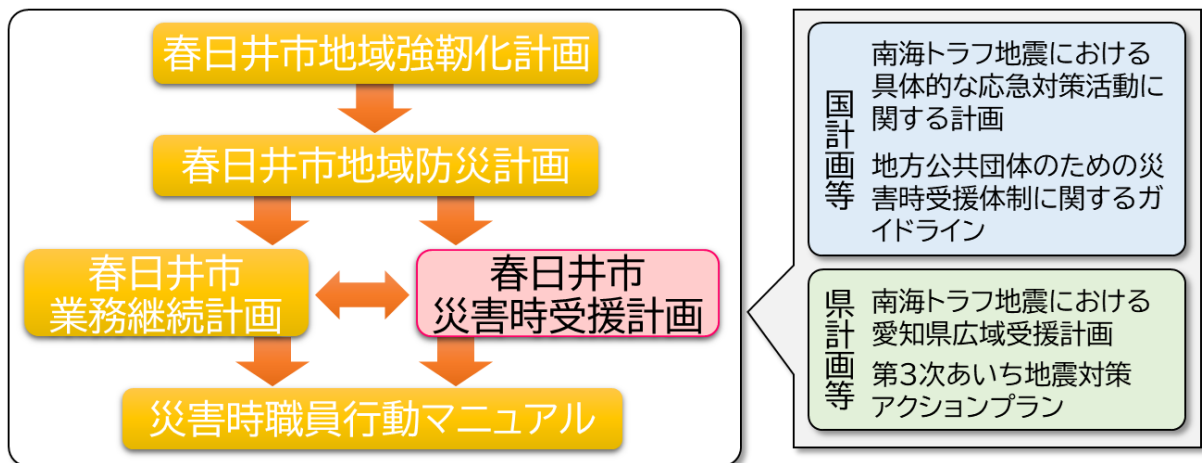
応援の種類		時期					
		3 時間以内	1 日以内	3 日以内	2 週間以内	1 ヶ月以内	1 ヶ月以上
人的支援	地方公共団体						
	警察						
	消防機関						
	自衛隊						
	医療機関						
	ボランティア						
	協定団体						
	その他						
物的支援	関係団体・機関からの調達						

3 計画の位置付け

本計画は、「春日井市地域防災計画」の下部計画として、「春日井市業務継続計画」に必要な人的・物的資源にかかる応援要請や受け入れに対する体制を具体化した計画である。

また、国や県からの支援を円滑に受け入れるため、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（以下「具体計画」という。）」及び「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画（以下「県計画」という。）」に規定されている支援の流れと整合を図りながら、本計画の運用を図ることとする。

図 災害時受援計画と防災関係諸計画等との関係



4 計画の適用要件

「具体計画」では、地震発生時の震央地名の区域が、内閣府に平成23年8月に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、中部、近畿、四国、九州地方のいずれの地域においても、震度6強以上の震度の観測又は大津波警報の発表のいずれかがあった場合及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される可能性がある場合には、被害全容の把握を待つことなく、災害応急対策活動（プッシュ型支援等）を直ちに開始するものとしており、「県計画」においてもこれを適用要件としていることから、本計画もこれを適用の要件として用いることとする。なお、要件を満たさない自然災害が発生した場合においても、国や県の応援の状況を踏まえつつ、災害対策本部において受援の必要性を諮った上、本計画の一部又は全部について適

用するものとする。

※震度 6 弱以上の揺れが観測された場合は、県からのリエゾン（情報連絡員）の派遣や、国等の専門団体による応援組織の派遣が検討されることが見込まれるため、受入体制を構築する必要があることに留意する。

5 初動対応

(1) 応援部隊等への支援

県外からの応援部隊等が迅速に人命救助のための活動を開始できるよう、応援部隊等の展開に必要な緊急輸送ルート、救助活動拠点の使用可否情報や被害状況の提供、その他の必要な支援を実施する。また、県外からの応援部隊等が到着するまでの間については、市内に所在している警察等の防災関係機関と自主防災組織等で人命救助のための活動を実施する。

(2) 被害情報の報告

県災害対策本部に対して、愛知県防災情報システム等を通じて速やかに被害情報等を報告する。

(3) 災害派遣等の要請

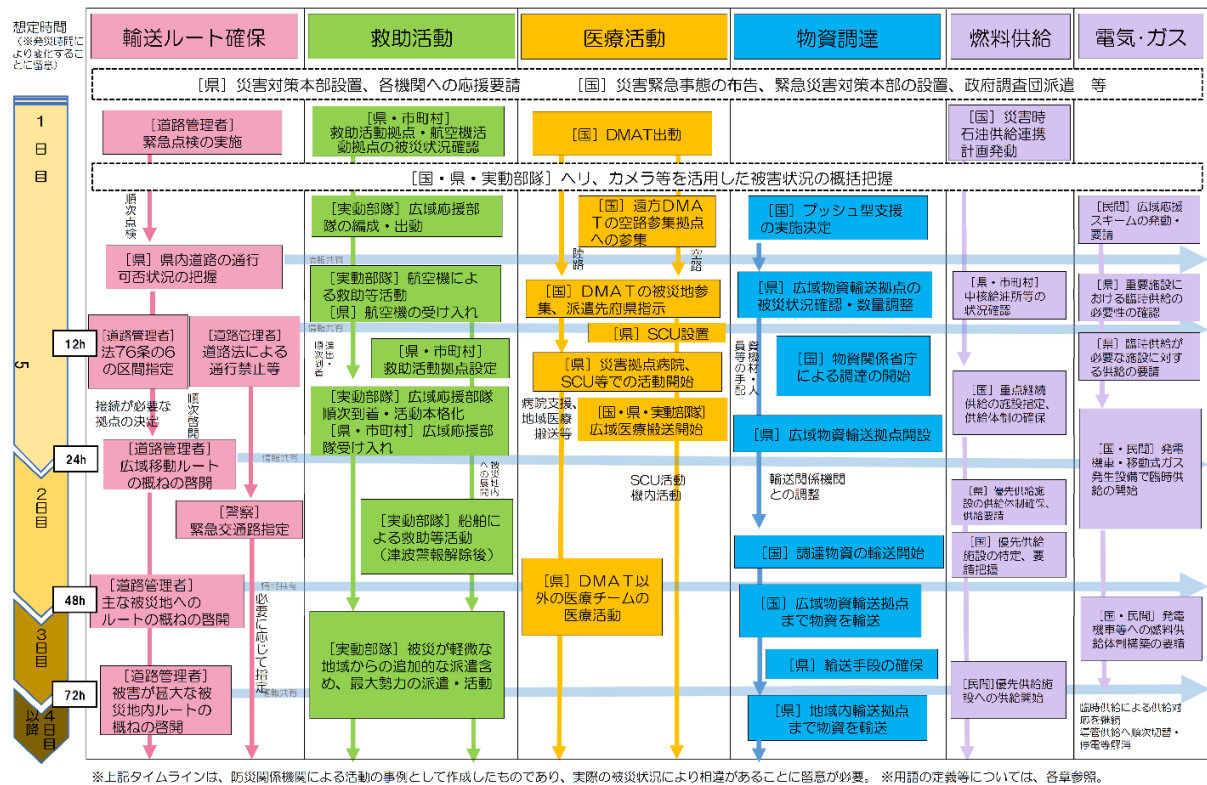
自衛隊、T E C - F O R C E 等への災害派遣要請その他救助活動等に必要な要請を行う。

6 関係機関との連携

救助活動等は、県内の防災関係機関に加え、警察庁、消防庁、防衛省、国土交通省等多数の機関が合同で実施することから、これら実施機関等に対して被害状況の提供を始め、その他必要な支援を実施するとともに、県災害対策本部を通じる等により、情報の共有化と連携に極力努めるものとする。

7 タイムラインに応じた行動目標

県計画において示された「南海トラフ地震における国・県・実動部隊等による各活動の想定されるタイムライン（イメージ）」を以下に示す。このタイムラインを踏まえ、相互に連携して迅速な災害応急対策を実施する。



出典：南海トラフ地震における愛知県広域受援計画

8 費用負担

協定に基づく応援の場合には、応援職員の旅費、応援物資の購入費、車両等の燃料費、機械器具類の輸送費等の応援に要した経費は、受援側である本市が負担することを原則とし、詳細はそれぞれの協定で定められたとおりとする。

また、災害救助法が適用された場合、一部の費用については県が支弁（状況に応じ国庫負担）する。災害救助法が適用された場合は、災害対策本部は速やかに各所属に周知するとともに、必要書類について取りまとめる等、円滑な手続きができるように配慮する。

表 災害救助法の適用有無による市・県の負担

		市	県
救助法を適用した場合	救助の実施	都道府県の補助	救助の実施主体
	事務委任	事務委任を受けた救助の実施主体	救助事務の一部を市町村に委任可
	費用負担	費用負担なし	費用の最大 50/100（残りは国が負担）
救助法を適用しない場合		救助の実施主体	救助の後方支援、総合調整

災害救助法が適用された際の主な応援・受援業務における対象経費については、次のとおり。

表 災害救助法に基づく主な応援・受援業務における対象経費

応援・受援業務	要員	救助法対象経費
災害対策本部支援	災害対策本部支援要員	※対象外 対象経費は、原則として被災者の応急救助に直接対応した職員のみが対象
避難所運営	避難所運営要員	○応援職員の場合、時間外勤務手当及び出張旅費 ○仮設トイレの汲み取りや警備等の臨時職員雇上げ経費
物資集積拠点運営	物資集積拠点運営要員	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ※災害救助法に規定する救援物資外（化粧品等）の仕分け等の業務は、対象外
給水	給水車の派遣	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ○車両の燃料代、高速代 ※給水車の水については、原則対象外

健康・保険	保健師等の派遣	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費
被災者の生活支援	住家被害認定、罹災証明書交付業務要員	※災害救助法に基づく応急救助ではないため対象外
災害廃棄物処理	ごみ収集車の派遣	※災害救助法に基づく応急救助ではないため対象外

※救助法対象経費についての詳細は、「災害救助事務取扱要領」等を参照

※上記のほか、被害を受けた地方公共団体等からの応援等に要した経費（災害時相互応援協定に基づく応援）、災害対応に係る職員派遣の受け入れに要する経費（地方自治法第 252 条の 17 に基づく職員派遣）については、特別交付税措置が講じられている（罹災証明関係事務の応援経費についても特別交付税措置）（特別交付税に関する省令第 3 条第 1 項第 1 号）

【参考】

ア 特別交付税の措置による支給

特別交付税は、地方交付税の一種で、地方交付税総額の 6 % が充てられる。普通交付税で補足されない特別の財政需要（自然災害による被害等の緊急の財政需要）に対する財源不足額に見合いの額として算定され交付される。（特別交付税に関する省令第 3 条「市町村に係る十二月分の算定方法」）主な算定項目としては、災害関連経費、除排雪関連経費、地域医療の確保、地域交通の確保、公営企業の経営基盤強化、消防・救急がある。予め定めた協定等ではなく、災害対策基本法第 67 条（他の市町村等に対する応援の要求）及び第 68 条（都道府県知事等に対応する応援の要求等）による応援要請を行った場合で、救助法の適用が行われない業務の費用負担については、応援側・受援側の分担に関する基準や手続きに関する取り決めが明確になっていないが、この特別交付税の措置による支給を適用することが可能となる場合がある。

イ 自衛隊の災害派遣に伴う経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費（以下を基準とする）は、原則として派遣を受けた市が負担する。負担区分について疑義が生じた場合あるいはその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議して決める。

- 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む）及び入浴料
- 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬、修理費
- 県等が管理する有料道路の通行料

9 受援の終了

受援開始後は、各受援対象業務の業務量や、物資の必要量と今後の見通し、庁内における体制の整備状況や物資の流通・確保状況等を把握し、応援側との協議のうえ、受援の必要がなくなった業務ごとに受け入れを終了するとともに、撤収を要請する。

受援の終了については、災害対策本部各部からの意見に基づき、動員部並びに物資供給部が判断し、災害対策本部において決定する。

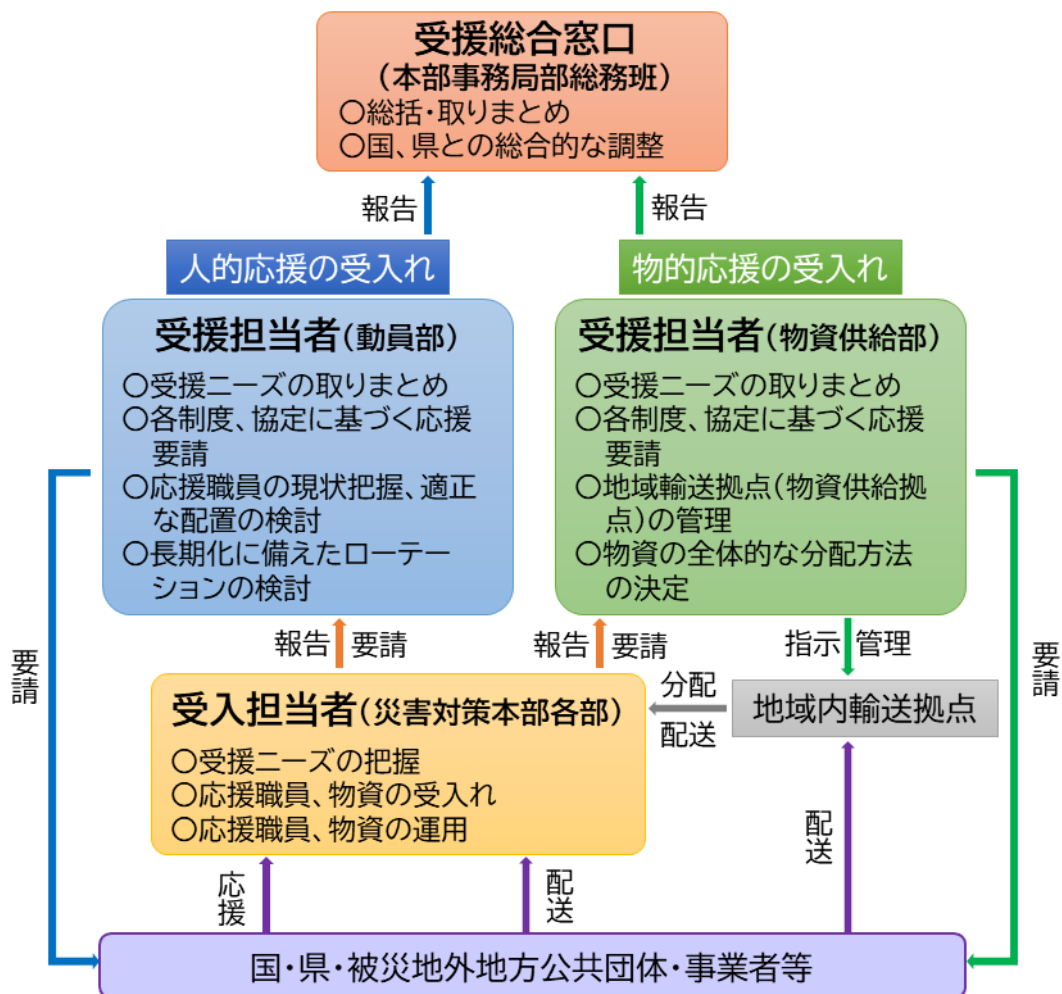
第2章 受援体制の整備

1 受援総合窓口等の設置

市全体の人的・物的支援のニーズを把握し、また資源の管理・調整の円滑化を可能とするため、次のとおり受援担当を設置する。

- (1) 本部事務局総務班を「受援総合窓口」とする。
- (2) 人的応援に関しては動員部を、物的応援に関しては物資供給部を、それぞれ「受援担当者」とする。
- (3) 災害対策本部各部（地震災害時の場合は災害支援本部を含む。以下同じ。）に、受援対象業務ごとに「受入担当者」を設置する。

図 受援体制イメージ



2 受援体制における各役割

(1) 受援総合窓口

- ア 本市全体の受援に関する統括と、取りまとめ、記録を行う。
- イ 必要に応じ、国及び県の受援調整班と県域全体での受援に関する調整窓口となる。

(2) 受援担当者

- ア 受入担当者からの各受援対象業務におけるニーズを把握し、各種支援制度や協定に基づき応援要請を行う。
- イ 受け入れた人的・物的支援について、時間の経過とともに変化するニーズへの対応や適切な配置を検討する。
- ウ 大規模災害発生時は、支援の長期化に備え、受援対象業務を担う職員（応援職員を含む。）のローテーションを検討する。
- エ 物資に関する全体的な調整・配分方針の検討を行う。

(3) 受入担当者

- ア 各業務における人的・物的支援のニーズを把握し、速やかに受援担当者へ連絡する。
- イ 応援職員・物資の受け入れ及び配置・配分を行う。
- ウ 応援職員への連絡及び調整等を行う。

3 応援職員の執務・活動環境の整備

受援に際し、応援職員向けに、業務や活動を実施するためのスペースや資器材を確保する。また、応援職員の多くは、短期派遣であっても数日間は被災地に滞在するため、宿泊場所が必要となることから、その宿泊場所に関する情報提供等、一定程度の便宜供与が必要となる。主に配慮すべき事項は次のとおり。

(1) 執務・作業スペースの確保

受入担当者は、各受援業務ごとに応援職員を受け入れる執務スペース・活動拠点を確保する。

なお、災害時は普段行わない業務（住民相談窓口、物資支援等）のためのスペースや、各種調整等の会議スペースも、応援職員の受け入れ用とは別に確保

する。

各スペースの確保にあたっては、十分な換気ができること等、感染症対策を考慮する。

(2) 執務環境の整備

執務できる環境として、可能な範囲で机、椅子、電話、インターネット回線、コピー機やプリンター等を用意する。

(3) 資器材等の提供

執務・活動を行う上で必要な資器材、防災地図や行政情報が掲載された地図、受援対象業務シート、応援業務マニュアル、文具等をそろえる。

(4) 駐車スペースの確保

応援職員の受け入れのための駐車スペースを確保する。

(5) 宿泊場所に関する情報提供等

応援職員の宿泊場所の確保については、情報提供を行い、応援側での対応を要請することを基本とする。

被害状況によってホテル等の確保が困難な場合は、避難所となっていない公共施設や庁舎等の会議室等をリスト化する等して、スペースの提供を検討する。

第3章 受援対象業務

1 受援対象業務の考え方

災害時に対応が求められる業務には、災害時特有の業務もあれば、通常業務の延長上で災害時に拡大される業務もあり、業務の種類・内容は多種多様で、また、その実施時期もそれぞれ異なる等、業務ごとに特徴がある。

表 災害時に対応が求められる主な業務例

非常時優先業務の特性		業務例
災害応急対策業務・優先度の高い災害復旧業務	災害時特有に発生する業務	・職員参集、災害対策本部立上げ ・被害状況の把握、情報伝達 ・<u>避難所の運営支援</u> ・<u>救援物資等の受け入れ、配布</u> ・被災建築物応急危険度判定、被災宅地応急危険度判定 ・<u>住家被害認定調査・罹災証明発行</u> ・<u>被災者生活再建支援</u> ・仮住まい支援 ・義援金品の受け入れ、配布 等
	通常業務の延長上で災害時に拡大される業務	・救助・救急、消火活動 ・搜索、検死、火葬（遺体処理） ・医療、保健、防疫活動 ・道路管理（通行止、道路啓開） ・上下水道 ・廃棄物処理（し尿・ごみ処理） ・<u>市民相談、雇用相談、教育再開</u> 等
業務継続の優先度の高い通常業務		・戸籍、税務処理 ・給与支払、契約関連 ・国政選挙 ・市民窓口サービス 等

下線太文字：地方公共団体間での広域応援が主となる業務

太文字：専門職等、省庁・県による調整が行われて広域応援が実施される業務

このため、「春日井市業務継続計画」に掲載している非常時優先業務の「優先度の高い通常業務」及び「災害応急対策業務及び優先度の高い災害復旧・復興業務」において、大量の人的・物的資源が必要となることが見込まれる業務や専門的スキルが必要となる業務等、受援が必要となる業務を次の基準に基づき選定し、別

に定める。

【受援対象業務の選定基準】

- ア 過去の大規模災害の経験や、被災地への派遣職員の経験、他地方公共団体における災害の事例などから、受援が必要と想定される業務
- イ 外部からの応援の受入れが可能な業務
- ウ 各業務の実施に必要な人的資源等を考慮し、必要人員数を算出した結果、人員が不足すると見込まれる業務

2 受援にあたっての考え方

災害発生時における、受援の考え方を次のとおり整理する。

(1) 外部への応援要請を躊躇しない

被害の全容が把握できず、要請が必要な業務や必要人員が定まっていない場合においても、市民の生命、身体、財産を守るために、躊躇することなく応援要請を行う。

(2) 応援職員の管理・配置調整

応援職員が行う業務をあらかじめ明確にしておくことで、派遣された応援職員が速やかに業務に就くことができるようにする。

また、時間の経過や災害状況の変化によって各業務における必要人員の過不足が生じないように、適宜配置の調整等を行う。

(3) 受援担当者と受入担当者の連携

受援担当者と受入担当者が緊密に連携し、情報共有をすることにより、業務の進捗状況やニーズの変化を的確に把握できるようにする。

(4) 業務を任せきりにしない

受援対象業務は、応援職員の意見等を踏まえつつ実施するが、各業務の実施主体はあくまで本市であり、また応援終了後は本市のみで業務を実施することとなるため、応援職員に業務を任せきりにすることなく、知見を承継しておくことが重要である。

また、応援期間の終了時期を考慮し、多くの応援職員を要する業務を優先する等、受援対象業務の見通しを検討する。

3 受援対象業務シートの作成

発災時に迅速かつ円滑に受援するため、受援対象業務ごとに具体的な業務内容を記載した受援対象業務シートを事前に作成しておく。また、災害対策本部各部は、災害時において、応援要請や応援職員が業務を行う際に参照する資料として活用できるよう、随時、内容の見直しを行う。

なお、災害時においては、被害状況等を踏まえ、応援職員と協議し、必要に応じて受援対象業務シートの内容の追加や変更を行う。

受援対象業務シートの記載項目・内容は、次のとおり。

表 受援対象業務シートに記載の事項

区分	主な記載内容
業務の担当	・業務主担当責任 ・受入担当者（窓口） ・当該業務関係課等
業務概要と留意点	・業務の概要・項目 ・実施場所（全般管理、現場実務） ・留意点 ・参考（計画・手引き等）
応援要請先と要請の時期	・団体名（担当等）・要請時期
要請の概要	・種類、人数、期間や要件
応援内容	・応援を求める主な業務

4 応援業務マニュアルの作成・見直し

災害対策本部各部は、応援要請に従って支援に来た応援職員が、その業務を迅速にスタートさせ、限られた時間に効率よく業務を遂行できるよう応援業務マニュアルを整備する。

また、作成したマニュアルについては、必要に応じて内容の見直しを行う。

5 応援要請の法的根拠

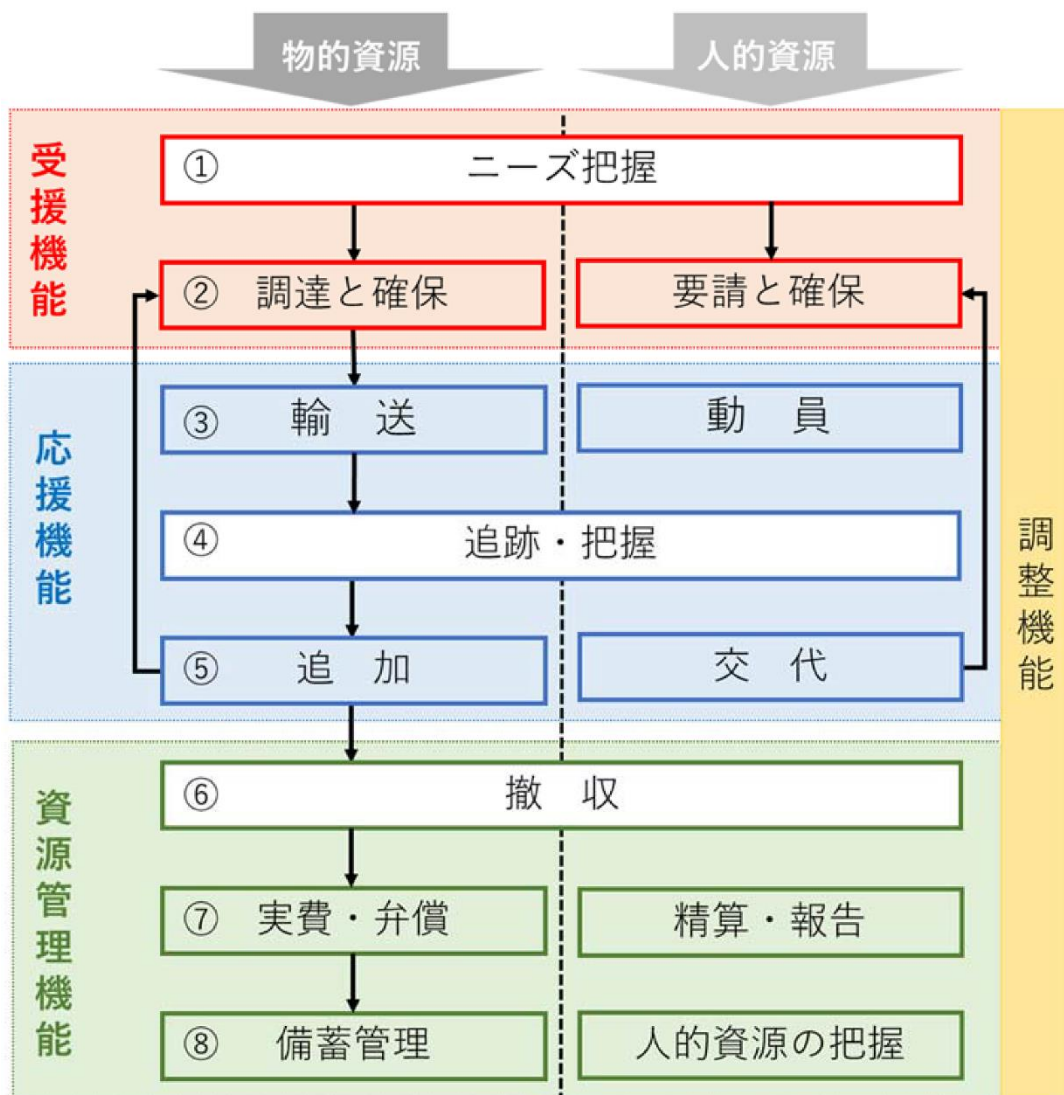
関係機関等に要請する主な支援について、法的根拠等は次のとおり。

種別	要請の種類	要請先	要請内容	根拠法令等
人的 支援	応援部隊等、 災害応急対策 全般	県知事	応援の要求及び災害 応急対策の実施	災害対策基本法第 68 条
	緊急消防援助 隊	県知事	緊急消防援助隊の応 援	消防組織法第 44 条、第 45 条及び愛知県緊急 消防援助隊受援計画
	災害派遣部隊 (自衛隊)	県知事	自衛隊の派遣	災害対策基本法第 68 条の 2 第 1 項、自衛隊 法第 83 条第 1 項
	他地方公共団 体職員	他市町村長	応援の要求及び災害 応急対策の実施	災害対策基本法第 67 条第 1 項
	事業者・団体(協 定先)	協定締結団体	協定等に定める事項	各種災害時応援協定
	事業者・団体 (協定先以外)	必要に応じて 決定	応援の要求及び災害 応急対策の実施	
	ボランティア	社会福祉協議 会、NPO等	応援の要求及び災害 応急対策の実施	
物的 支援	国・県への要 請	県知事	物資又は資材の供給	災害対策基本法第 86 条の 16
	協定先 (他市町村)	他市町村長	物資又は資材の供給	各種災害時応援協定
	協定先 (事業者)	協定締結団体	物資又は資材の供給	各種災害時応援協定
	協定先以外	必要に応じて 決定	物資又は資材の供給	

第4章 受援の流れ

1 人的・物的資源の流れ

人的・物的資源の流れは、①ニーズ把握、②調達（物的資源）・要請（人的資源）と確保、③輸送（物的資源）・動員（人的資源）、④追跡・把握、⑤追加（物的資源）・交代（人的資源）、⑥撤収、⑦実費・弁償（物的資源）、精算・報告（人的資源）、⑧備蓄管理、人的資源の把握となる。なお、①・②は受援側が、③～⑤は応援側が、実施主体となることを原則とする。⑥～⑧は「資源管理機能」として、応援・受援の双方が取り決めに応じて、必要な手続きを実施する。



出典：地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン

① ニーズ把握

災害が発生した場合、応援・受援の担当職員は、災害の状況に応じ、優先的に取り組むべき対応課題を意識し、その課題解決に必要な人的・物的資源を特定する必要があります。

必要な人的・物的資源の特定と同時に、「必要資源がどの程度必要とされているか」「資源が必要な場所と時期を特定する」「誰が受け取り、使用するか」を把握する必要があります。

一方、人的・物的資源の必要性和可用性は、災害過程が進展するにつれて絶えず変化します。人的・物的資源を保有する組織との調整は、できるだけ早く、平時より開始する必要があります。

② 調達(物的資源)・要請(人的資源)の確保

ニーズを把握し、必要資源を特定したら、それらを確保するステップに移ります。

災害の規模や複雑さが増すにつれて、より多くの地域特性や状況に応じて、人的・物的資源を増強する必要があります。何を優先的に確保するのかの決定が必要になる場面も想定され、地方公共団体の意思決定者の関与も必要となってきます。

被災県・応援県においては、市町村同士の資源の競合に対し、調整機能を発動し、適切な資源配分が実現されることが期待されます。

③ 輸送(物的資源)・動員(人的資源)

人的・物的資源は、調達・要請の手順を通じて、ただちに輸送・動員されることが期待されます。

以下について、受援先・応援元で共有されていることが期待されます。

- ・出発日時、出発地
- ・被災地への交通手段
- ・到着予定日と時刻
- ・緊急連絡先(住所、連絡先、電話番号)
- ・人的・物的資源が到着したら、到達報告があることが望ましい

④ 追跡・把握

投入された人的・物的資源が、どのような状況にあるのか、を追跡(物的資源)・把握(人的資源)することを可能な限り実施します。これは、資源の安全性や活動の効率が制限されていないかを確認するために必要な過程です。

- ・資源の投入場所を明確に把握する
- ・物的資源については、受け取る準備が必要な場合は対応する
- ・人員、機器、消耗品の安全とセキュリティの確保に努める

⑤ 追加(物的資源)・交代(人的資源)

「耐久性のある資源」「消費可能な資源」の2つのカテゴリーに分けて考えます。

人的資源は、「耐久性のある資源」です。しかし、一定期間で組織に戻し、適切な休息や回復時間と施設を提供する必要があります。労働衛生および精神衛生上の問題にも配慮する必要があります。また、消防車等の耐久性のある機材についても同様にメンテナンスを実施し、備えます。壊れたり紛失したりした物的資源は、修理・交換をする必要があります。固定設備資源も完全な機能能力に復元することが重要です。

「消費可能な資源(水、食料、燃料、およびその他の使い捨て用品など)」は、定期的に追加する必要があります。

⑥ 撤収

撤収とは、人的・物的資源を元の場所と状態に秩序正しく安全かつ効率的に戻すことです。応援・受援において、資源動員プロセスを開始すると同時に、撤収プロセスを意識し、準備しておく必要があります。コストと時間の両方に関して、可能な限り効率的な資源の撤収を計画しましょう。

災害の状況が変化すれば、急に別の場所で、資源が必要となる場合があります。その際に迅速に対応するためにも、また、過剰な資源が投入された場合にも被災地の混乱を収束させるために、速やかな撤収が必要となります。

⑦ 実費・弁償(物的資源)、精算・報告(人的資源)

災害救助法や災害時相互応援協定等に基づき、実費・弁償の手続きを実施する。

⑧ 追跡・把握

次の災害に備えて、物的資源については備蓄管理を、人的資源については災害対応に求められる技術や経験を整理しリスト化しておくことが期待されます。災害対応において要求される人的・物的資源を機能別に分類し、それらが平時に存在する場所などをリスト化しておきます。また、リストは定期的に更新しましょう。こうすることで次の災害に向けての準備が整います。

出典：地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン

2 人的資源の流れ

(1) 基本的な考え方

災害発生直後から、国、県、被災地外の地方公共団体、指定公共機関、事業者やボランティア団体等、多様な主体からの応援職員の派遣が行われる。応援には、プッシュ型（本市からの要請を待たず、災害規模等によって派遣される場合）とプル型（本市からの要請に応じて派遣される場合）があり、それぞれに応じた受入体制を確保することが必要となる。

また、災害対応業務に必要な人的資源は、概ね次の3種類に分類される。受入担当者は、いつ、どのような人材が必要か、人的資源の種類を整理し、受援担当者と連携して、効果的な人材確保と調整を実施する。

	種別	特徴	例
1	一般的な行政職員	特定の専門性を有しない、行政業務支援に必要な人的資源	避難所運営支援、罹災証明書交付業務支援
2	専門職能を有する行政職員	専門的な技能や経験を有する業務・対応に必要な人的資源	保健師、土木技術者
3	専門職能を有する特別チーム	専門的な技能や経験を有し、組織的な活動が求められる業務・対応のために編成されたチーム（通常、複数人で構成され、場合によっては資機材も含まれる）	DMAT、TEC-FORCE

出典：地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン

ア 地方公共団体等による支援

地方公共団体による支援については、同一都道府県内、友好都市間、地域ブロック内、全国知事会等において事前に締結している災害時相互応援協定等に基づく支援のほか、応急給水、被災水道施設や被災下水道施設の応急復旧に係る支援、保健所等による健康危機管理に関する支援（DHEAT:災害時健康危機管理支援チーム）等、あらかじめ定められたルール等に基づく支援がある。また、民間企業等との間で事前に締結した応援協定に基づく支援もある。

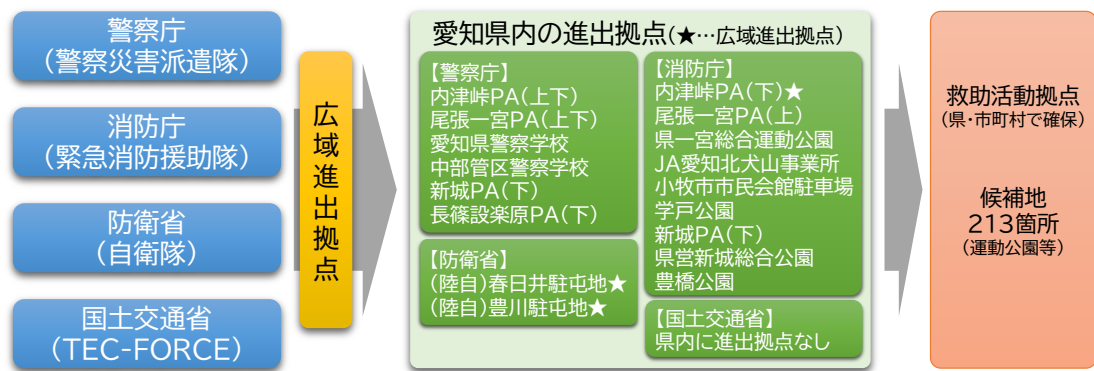
イ 国等による支援

国の職員等により、各省庁の所掌事務に応じたリエゾン派遣等、あらかじめ定められたルール等に基づく支援がある。

(2) 人的資源の受入拠点の確保

ア 救助・救急、消火活動に係る受入拠点

災害発生時に派遣される支援部隊を受け入れるにあたり、活動拠点としての用地の確保が必要となる。県計画では、県は、自衛隊及び緊急消防援助隊への派遣要請を行うとともに、被災地域内で動員する警察、消防、国土交通省T E C - F O R C E及び県外から派遣される自衛隊の災害派遣部隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊が活動拠点として使用するために、円滑な受け入れや応急活動に関する必要な調整を行うこととしている。



出典：県計画

受援総合窓口は、あらかじめ定めた救助活動拠点候補地の中から、当該施設及びアクセス道路の被害や施設規模、設備等を考慮したうえ、使用可能な拠点を選定し、県方面本部へ報告する。あわせて、選定した施設の管理者に対し、受け入れのための開錠や、立ち入り禁止区域の設定等を依頼する。

また、必要に応じて県方面本部に協力し、次の地図等を支援部隊に提供する。

- (ア) 広域応援部隊の活動区域
- (イ) ヘリコプター臨時離発着場の位置
- (ウ) 災害拠点病院の位置
- (エ) 利用可能な燃料供給施設（中核SS等）の位置
- (オ) その他広域応援部隊が必要とする情報

県計画及び春日井市地域防災計画に記載している救助活動拠点候補地は、次のとおり。

施設名	所在地	使用を想定する実働機関
前高グラウンド	西高山町 2-11	消防
落合公園	東野町字落合池 1	消防、警察
白山運動広場	白山町 6-4-2	消防、自衛隊
牛山運動広場	牛山町 3180	消防
春日井市総合体育館・温水プール駐車場	鷹来町 4286	消防

イ その他の人的資源に係る受入拠点

災害時相互応援協定や、応急対策職員派遣制度等により要請した応援職員を受け入れる拠点は、春日井市民会館とし、応援職員の待機場所として使用することとする。また、応援職員の執務スペースについては、限られたスペースを活用するために受援総合窓口による総合的な調整が必要となるため、受入担当者が、業務の内容を考慮しながら受援総合窓口と調整し、確保することとする。

(3) ニーズの把握・応援要請

ア 受入担当者は、職員の参集状況や被害状況等を把握し、受援対象業務シートの内容に従い、受援の必要性について判断する。

イ 受援が必要な場合は、業務内容、人数、必要な資格、期間等を派遣人員依頼書にまとめ、受援担当者へ要請する。

※緊急消防援助隊等、担当部から直接要請すべきものについては、要請後、受援担当者へ報告のみ行う。

ウ 受援担当者は、イで提出された要請内容を取りまとめ、災害対策本部会議に諮る。

エ 受援総合窓口は、市全体としての要請状況を把握する。また、応援元の機関からリエゾンが派遣されている場合は、調整会議等により、対応のノウハウ等を共有する。

オ 災害対策本部会議により応援事項を決定した後、受援担当者は次の内容に留意し、県、他市町村、協定締結先へ要請を行う。

(7) 必要な活動内容

- (イ) 資格・経験の必要性の有無
- (ウ) 要請人数
- (エ) 要請期間
- (オ) 集合場所、活動場所
- (カ) 通行止めの状況等、支援活動に必要な情報
- (キ) その他、特に留意が必要な事項

カ 応援要請の例外

応援要請は、受援担当者が協定締結先等に行うことを原則とするが、緊急消防援助隊の派遣要請等、あらかじめ要請先が決まっており、かつ受援対象業務が専門的である場合においては、受入担当者が直接、応援要請を行うこともできることとする。

その場合においても、応援要請を行った内容（人数、期間等）について、受援総合窓口に報告する。

(4) 応援職員の受入準備

応援団体等からの派遣にあたっての問い合わせや回答については、受援担当者が対応し、要請を行った受入担当者に相談することとする。

受入担当者は、次の表を参考に応援職員の受入準備を行う。

項目		概要
業務面	業務内容・手順の整理	応援職員に要請する業務内容・手順等を整理する。 個別に応援業務マニュアル等を準備している場合は、応援要員等に配布する準備を行う。
	指揮命令系統の整理	受援対象業務シートの内容に従い、災害対策本部各部において指揮命令系統を確立する。
	活動拠点の確保・整備	応援職員の待機場所は春日井市民会館とするが、活動を行う執務スペースは、業務の内容等を考慮し、受入担当者が受援総合窓口と調整し、確保する。
	必要な資器材の準備	業務に必要な資器材をできる限り準備する。 資器材の不足が見込まれる場合は、応援職員に持参してもらうよう調整する。
	燃料の確保	協定締結先へ要請し、業務に必要な車両の燃料を確保する。

項目		概要
生活面	宿泊場所の確保	応援職員の宿泊場所は、応援団体等が自ら確保することを原則とするが、確保が困難な場合は、物資供給部が中心となり、所管施設や一般の宿泊施設を確保する。
	食料の確保	応援職員の食料は、応援団体等が自ら確保することを原則とするが、確保が困難な場合は、受け入れする災害対策本部各部において必要数を取りまとめ、物資供給部を通じて調達する。
	応援職員の相談先の明確化	応援職員は、業務に忙殺される被災地職員に対する遠慮から相談を控えることも想定されるため、業務や生活面での相談を行える窓口等を決めておく。

(5) 応援職員の受け入れ

災害対策本部各部の受入担当者は、以下の流れにより、応援を受け入れる。

ア 応援職員の受付

集合場所において、応援職員の受付を行う。その際、団体名や氏名、活動期間、宿泊場所等を明記した記録簿を作成する。

イ 業務内容等の説明

応援職員が行う業務の内容や手順、使用可能な資器材、ネットワーク等について、応援職員に説明を行う。

ウ 応援職員の受け入れの報告

応援職員の受入状況を取りまとめ、受援担当者へ報告する。受援担当者は、災害対策本部各部の受援状況を取りまとめ、受援総合窓口へ報告する。受援総合窓口は、必要に応じて災害対策本部会議に報告する。

(6) 業務の実施

ア 応援職員の業務管理

受入担当者は、原則として毎日ミーティング等を実施し、業務内容の指示や情報共有を行う。また、業務の実施状況を把握し、応援職員の活動を支援する。

＜応援職員への主な活動支援内容＞

- ・被害状況、活動状況等の情報提供
- ・活動方針及び方法の周知
- ・必要な防災施設、設備、装備、機材等の提供
- ・現地案内及び現地指揮
- ・車両を伴わない応援職員が宿泊施設と活動現場を往復する輸送手段

また、業務の進捗状況等を勘案し、必要に応じて応援職員の追加要請や業務内容の変更を検討する。

イ 業務実施状況の報告・整理

受入担当者は、応援職員による業務の実施状況を取りまとめ、受援担当者へ報告する。受援担当者は、災害対策本部各部の状況を取りまとめ、受援総合窓口へ報告する。受援総合窓口は、必要に応じて災害対策本部に報告するとともに、市全体の必要な調整を行う。

ウ 追加の応援要請

受入担当者は、受援対象業務の進捗状況や現在の応援職員の応援期間終了時期等を勘案し、必要に応じて追加の応援要請について検討し、受援担当者へ報告する。その際は、応援内容の変更、人的規模の変更等、ニーズを明確にする。

エ 応援職員の交代、長期化への対応

受入担当者は、応援職員が交代する際に、知見や業務の流れ等を適切に引き継ぎが行われるよう情報共有等に配慮し、交代の際は、記録簿を更新する。

受援担当者は、災害対応が長期化すると見込まれる場合は、受入担当者の意見を踏まえつつ、職員のローテーションや加配により健康維持を図る。

(7) 受援の終了

ア 受援終了の判断

受入担当者は、受援対象業務の終了、又は業務に必要な人員が市職員のみで足りる等、受援の必要が無くなる見込みとなった場合、受援担当者へ報告する。

受援担当者は、受援総合窓口と協力し、災害対策本部各部における受援状況を踏まえ、総合的な調整を行い、災害対策本部に受援の終了を諮る。

受援総合窓口及び受援担当者は、災害対策本部の受援終了の決定に基づき、撤収要請を行う。受入担当者が直接要請を行っている業務については、それぞれで支援終了に関する調整を行い、受援総合窓口へ報告する。

イ 受援終了の報告

受入担当者は、受援を終了したときは、受援担当者及び受援総合窓口へ報告する。受援総合窓口は、災害対策本部各部の受入終了・撤収状況を取りま

とめ、災害対策本部に報告する。

(8) 精算

応援職員の旅費、応援物資の購入費、車両等の燃料費、機械器具類の輸送費等について、協定に基づく応援の場合は、概ね受援側が負担する。詳細は、各協定で定めるとおりとする。協定に基づかない自主的な応援の場合は、応援に要する費用は応援側に負担を依頼する。

あらかじめ負担内容や方法が定められている場合は、その通り対応し、定めのない場合は、双方協議の上、決定する。

災害救助法が適用された場合、一部の費用については県が支弁（状況に応じ国庫負担）する。

(9) 応援の申し出への対応

本市からの応援要請を経ずに行われる被災地外の各種組織からの応援の申し出については、次のとおりとする。

ア 応援の申し出の受付

応援要請を経ない被災地外の各種組織からの応援の申し出は、受援総合窓口が統一して受け付け、関係する受入担当者と受け入れ先や支援内容を調整した上で災害対策本部に諮り、受け入れの可否を判断する。

イ 受け入れが決定した場合についても、本市から応援を要請した場合と同様の手順で対応する。

3 物的資源の流れ

(1) 基本的な考え方

大規模災害が発生した場合に備え、本市では、県が平成 26 年に公表した愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書に基づき、想定される最大の避難者数の 3 食・3 日分の食料の備蓄を推進し、またローリングストック等、家庭内における備蓄の促進に関する取り組みを行っている。しかし、大規模災害時には、避難生活が長期化し、また物流の復旧が遅れる等、食料等の物資が不足するおそれがある。

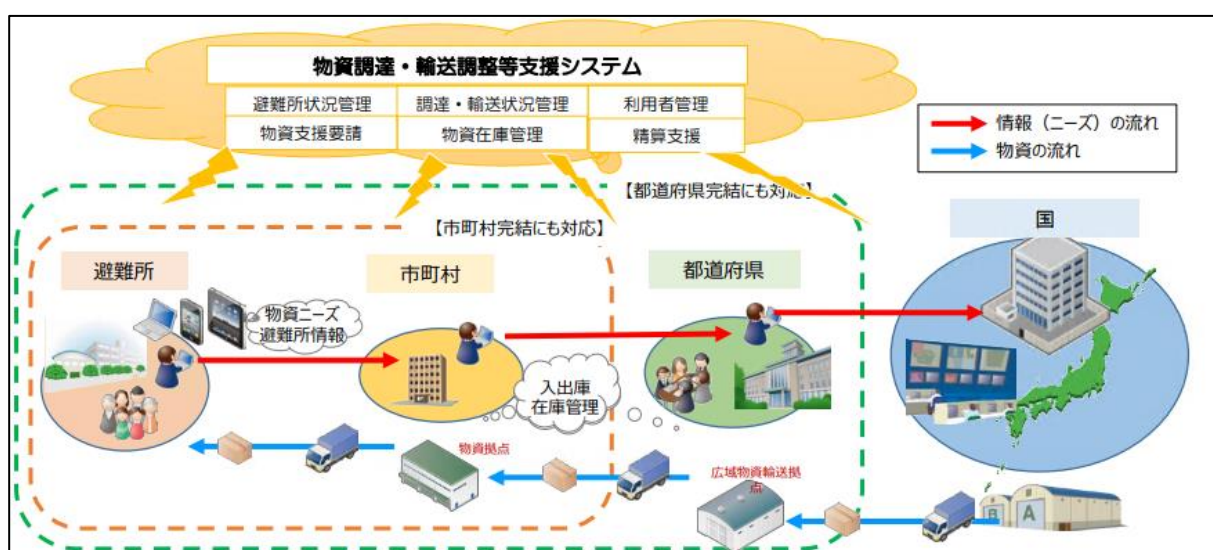
また、具体計画において、国は、必要不可欠と見込まれる 8 品目（食料、毛

布、乳児用粉ミルク又は液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、簡易トイレ・携帯トイレ、トイレットペーパー、生理用品）について、4日目～7日目に必要と見込まれる物資量を、プッシュ型（本市からの要請を待たずに届けられる場合）の支援として、発災後から3日目までに広域物資輸送拠点へ届けることとしており、あわせて県は、届いた物資について、市町村からの具体的要請を待たず、県計画で定めた数量を各市町村の地域内輸送拠点へ届けることとしている。

このため、発災直後からプッシュ型支援による物資が届くまでの間は、本市で備蓄した物資の払い出しにより対応を行うこととする。

なお、物資の受援は、プル型（本市からの要請に応じて届られる場合）によって確保することも必要となる。

備蓄物資の在庫管理や、国、県への支援物資の要請は、内閣府が開発した「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用する。ただし、被災により当該システムが使用できない場合は、代替手段により対応する。



出典：内閣府ホームページ

(2) 地域内輸送拠点等の体制

大規模災害時の物資の受け入れについては、全国から届けられる膨大な支援物資にかかる、保管・仕分け・配送・処分の業務及び経費の負担や、送付先の問い合わせの電話対応等により、他の業務に支障が生じることも予想される。このため、災害発生時の物資の調達及び物流について、外部からの支援を受け

入れる体制を整備する。

なお、災害時における物資の調達や輸送、集積場所の管理等の業務は、物流に関する専門的な知識・技能を必要とするが、市は平常時に実施する業務の中に類似する業務が無い場合、知識や技能をほとんど有していない。また、大量の支援物資への対応を市職員のみで実施することは困難であることから、運送関係事業者等による物資拠点における運営支援や、物流センター・出荷場の借用等、物流専門の組織と連携体制を構築する等の検討を行う。

ア 地域内輸送拠点（物資集配拠点）

地域内輸送拠点においては、物資供給部職員の参集状況等を踏まえ、拠点の開設と同時に次の役割分担を参考に職員を配置することで、物資の輸送状況及び受入状況等を一元的に情報管理し、円滑な出入荷を行う。

表 地域内輸送拠点における役割分担の例

機能区分	担当	主な業務
全体統括	拠点長	・地域内輸送拠点等物資輸送拠点の運営統括 ・各担当業務の把握・指示、課題への対応方針の決定
	拠点長補佐	・拠点長の補佐、拠点長不在時の職務代理
情報連絡	拠点運営コーディネーター	・各担当業務の把握・支援 ・課題抽出・対策検討、拠点運営にかかる助言
	管理調整担当	・入荷・出荷に係る受援総合窓口との調整 ・入荷・出荷・在庫量の情報集約 ・受援担当者への要員の要請 ・資器材の調達・要請
総務	総務担当	・施設管理者との連絡調整 ・職員の労務管理
入庫	入荷管理担当	・調達先からの物資の確認・受け入れ ・在庫量の把握
出庫	出荷管理担当	・物資の避難所等配送先別仕分け ・避難所等配送先への出荷 ・在庫量の把握
警備誘導	警備担当	・拠点の警備 ・搬入出車両の誘導

イ 物資配布場所（避難所等）

支援物資が最終的に配布される避難所等においては、被災者支援に関する重要な業務として物資の管理を行う必要があるため、避難所運営マニュアル「食料・物資班の業務」を参考に、支援物資の受け入れ及び物資の配布等の体制を整える。

(3) 地域内輸送拠点の確保

地域内輸送拠点は、春日井市地域防災計画に物資集配拠点として指定している「春日井市総合体育館」とするが、被災状況や物資のニーズ等に応じ、他の市有施設や協定締結先への場所の提供の要請も検討する。

(4) 物資の輸送

物資を受け入れる場合、具体計画によるプッシュ型支援はもとより、プル型による支援についても、初めに地域内輸送拠点で受け入れた後、避難所等へ配布することを基本とする。また、地域内輸送拠点から避難所までの輸送が困難な場合は、広域物資輸送拠点から避難所までの直接輸送について、県へ依頼する。

支援物資や市内の防災備蓄倉庫に保管している物資の輸送は、受援担当者による輸送を基本とし、本部事務局総務班が管理する緊急通行車両事前届出書を提出済みの公用車を優先して使用する。また、必要に応じて協定先の事業者等や、地域住民の協力を得て各避難所等へ輸送することとする。

なお、事業者等へ輸送を依頼する場合は、可能な限り輸送先までの地図を用意し、また周辺の道路状況についても、道路管理者に確認する等し、情報提供を行うこととする。

ア 市の備蓄物資

発災直後から支援物資が到着するまでの期間は、市の備蓄物資の払い出しにより対応することとする。

市の備蓄物資を配送する場合の情報及び物資の流れについて、主な事項は次のとおり。

(ア) 情報の流れ

- 受援担当者は、受入担当者から提出される物資依頼伝票により、避難所等で必要とされている物資の品目や数量等を把握する。
- 受援担当者は、市内の防災備蓄倉庫の被害状況等を把握し、配送可能な物資の品目と数量等の情報をとりまとめる。
- 受援担当者は、各避難所からの要望と、備蓄物資の数量等とを調整し、災害対策本部に諮る。
- 災害対策本部で決定した物資の配送方針に基づき、受援担当者は避難所

等へ配送を行う。

- ・受入担当者は、各現場での対応状況や、物資の受け入れ及び配分状況に関する情報を集約し、受援担当者へ随時報告し、連携を図る。

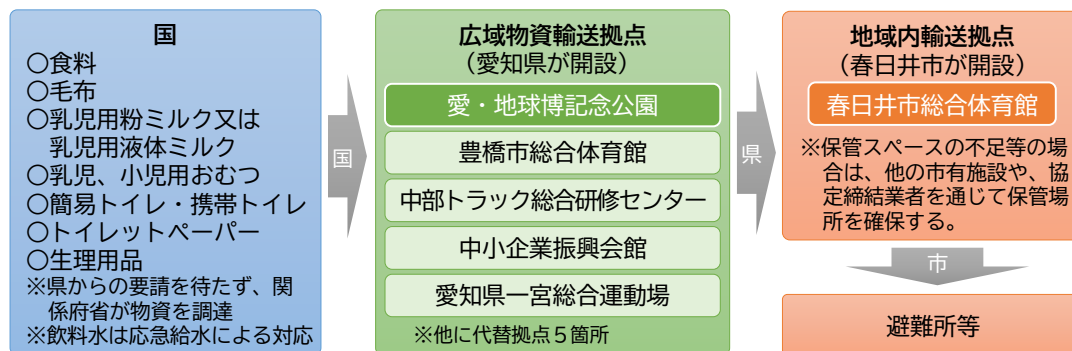
(イ) 物資の流れ

- ・災害対策本部の配送方針に基づき、市の防災備蓄倉庫の備蓄物資の供出を行い、避難所等へ配送する。
- ・避難所等で受け取った物資を、避難所利用者へ配布する。

イ プッシュ型物資

発災後4日目以降は、本市からの要請を待たない「プッシュ型」支援が国の具体計画により行われる。

プッシュ型支援による物資の輸送の流れは次のとおり。



(ア) 情報の流れ

プッシュ型の物資支援は、基本的に県を通じて情報提供が行われる。主な流れは次のとおり。

- ・受援総合窓口は、県から、国が調達して広域物資輸送拠点へ配送される日程、物資内容及び物資量の情報を受ける。
- ・受援担当者は、避難所等からの要望を取りまとめ、災害対策本部に諮る。
- ・受援担当者は、地域内輸送拠点における受入体制が確保され次第、受援総合窓口に報告する。受援総合窓口は、物資の受け入れ可能な地域内輸送拠点を県に報告する。
- ・災害対策本部において、避難所等の開設状況や要請状況等を踏まえ、地域内輸送拠点からの物資配送の優先度等、物資輸送に関する基本方針を決定する。
- ・基本方針に基づき、受援担当者は受入体制を確保する。あわせて、本部

事務局部総務班と連携し、配送に係る公用車を確保するとともに、協定に基づく輸送手段を確保する。

- ・受入担当者は、物資の受け入れ及び配分状況に関する情報を集約し、受援担当者と情報共有を図る。

(イ) 物資の流れ

プッシュ型支援による物資については、広域物資輸送拠点から地域内輸送拠点までの輸送は県が実施し、地域内輸送拠点から各避難所等への輸送は市が実施する。主な流れは次のとおり。

- ・国から県の開設した広域物資輸送拠点（愛・地球博記念公園）へ物資が配送される。
- ・地域内輸送拠点で、県からの物資を受け入れる。
- ・地域内輸送拠点において、避難所等へ配送する物資の種類・数量等の配分や、配送ルートについての詳細な設定等を行い、物資を配送する。
- ・避難所等において、受け取った物資を避難所利用者へ配布する。

(ロ) 物資の種類と想定量

国が調達するプッシュ型支援による物資の詳細は、具体計画及び県計画に定められている。

本市に配分される物資の数量は次のとおり。

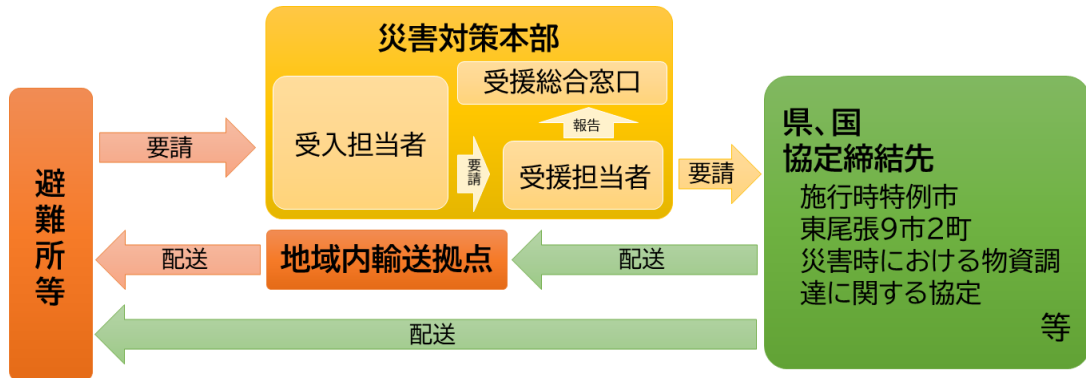
品目	物資関係省庁	単位	数量	
食料	農林水産省	食	4日目	0
			5日目	25,398
			6日目	49,317
			7日目	49,366
毛布	消防庁	枚	10,887	
乳児用粉ミルク 乳児用液体ミルク	農林水産省	kg	0	
乳児・小児用おむつ	厚生労働省	枚	1,484	
大人用おむつ	厚生労働省	枚	1,203	
簡易・携帯トイレ	消防庁・経済産業省	回	156,003	
トイレットペーパー	経済産業省	巻	9,647	
生理用品	厚生労働省	枚	12,416	

※本市への配分については、想定避難者数及び本市における当該物資の備蓄量を踏まえて算出されるため、配分が無い品目もある。

※令和3年3月時点

ウ プル型物資

発災後、受入体制が整理され次第、協定締結先や県等へ物的支援の要請を行う。プル型の支援物資は、地域内輸送拠点で受け入れた後、避難所等へ配送することを原則とする。なお、地域内輸送拠点を通さず直接避難所等へ配送される場合もある。



(ア) 情報の流れ

- 受援担当者は、受入担当者から提出される物資依頼伝票により、不足している（又は、その見込みのある）物資の品目と数量を把握する。被災者のニーズは刻々と変化するため、必要とされる支援物資を予測し、避難所等のニーズを的確に把握する。
- 受援担当者は、把握した物品および数量について、本市の備蓄物資では充足できない場合に、協定締結先や県に対し、要請を行う。
- 要請は、必要品目と数量を明記し、協定等によりあらかじめ定められた様式を使用する。
- 災害対策本部において、受援担当者から報告を受けた物資の要請内容等、要望の緊急性等を考慮して物資の配送に関する全体方針を決定する。
- 受援担当者は、本部事務局総務班と連携し、配送に係る公用車を確保するとともに、協定に基づく輸送手段を確保する。
- 受入担当者は、各現場での対応状況や、物資の受け入れ及び配分状況に関する情報を集約し、受援担当者へ随時報告する。
- 受援総合窓口は、受援担当者と連絡を密に行い、全体の取りまとめを行う。

(イ) 物資の流れ

- 協定締結先や県から配送される物資を地域内輸送拠点へ受け入れる。
- 受援担当者は、災害対策本部の方針に基づき、受け入れた物資の配分や、配送ルートの詳細な設定を行い、物資を配送する。
- 避難所等において、受け取った物資を避難所利用者へ配布する。

※状況や要請内容により、地域内輸送拠点を經由せず、直接避難所等へ物資が配送される場合もある。

(ウ) 要請する物資等の種類

過去に被災した地方公共団体からの教訓として、必要となる支援物資の品目が多岐に渡り、配送されるタイミングもニーズと一致しない等の問題が生じやすいことが明らかとなっている。

不要となった支援物資については、受援側で管理や処分する必要があるため、大きな負担となる。このため、できる限り効果的な物資の要請及び管理ができるよう、必要量の把握等に努める必要がある。

災害対策本部各部及び各避難所において、物資の要請をする際には、春日井市地域防災計画（様式・資料集）に掲載している「協定等の締結状況」を参考に、各協定で定めている品目を要請する等、簡潔な要請に努めることとする。

(エ) 精算

協定に基づく物資支援の費用は、原則受援側が負担する。詳細は、各協定で定めるとおりとする。協定に基づかない自主的な応援の場合は、応援に要する費用は応援側に負担を依頼する。

あらかじめ負担内容や方法が定められている場合は、そのとおり対応し、定めのない場合は、双方協議の上、決定する。

災害救助法が適用された場合、一部の費用については県が支弁（状況に応じ国庫負担）する。

(オ) 応援要請の例外

応援要請は、受援担当者が協定締結先等に行うことを原則とするが、補装具等の専門的な資器材の要請といった、個別の対応が必要となる場合においては、受入担当者が直接、応援要請を行うこともできることとする。

その場合においても、応援要請を行った内容（個数、期間等）について、
受援総合窓口に報告する。

エ 義援物資の取り扱い

必要物資の効率的な確保と、過剰な在庫の発生を防止する為、事業者や個人等からの申し出による義援物資については、受け入れを希望するものと受け入れを希望しないものを選定し、そのリストや送付先を、災害時において適切に広報する必要がある。広報は、市ホームページのほか、複数の伝達手段を用いる等、広く周知する。

また、個人から直接送られてくる義援物資については、大口のものは市が必要とする品目のみ受け入れることとする。個人からの小口の物資は受け取らないことを基本とし、物資ではなく、義援金による支援を依頼する。

その上で届く小口の義援物資については、内容物を確認し、原則地域内輸送拠点へ集積し、保管する。その後、現場のニーズに応じて活用を検討する。

4 ボランティアとの連携

(1) 基本的な考え方

大規模災害時のボランティアの受け入れについては、市の派遣要請に基づくものだけでなく、要請に基づかない個人や団体が訪れることへの対応も想定される。

ボランティアは、本市及び市社会福祉協議会が協力して設置する災害救援ボランティアセンター（必要に応じて災害救援地域ボランティアセンターも設置）で受け入れを行う。

また、本市の実施する救助と、災害救援ボランティアセンターのボランティア活動との調整に関する業務を市社会福祉協議会に委託し、円滑な救助の実施に資することとする。

ア 市社会福祉協議会における主な活動

市社会福祉協議会は、ボランティアコーディネーターの自主性を尊重しつつ、ボランティアの登録やオリエンテーション、派遣等の運営支援を行う。災害救援ボランティアセンターにおける受入業務は次のとおり。

- 被災者ニーズの把握（派遣要望場所、人数、内容等）
- ボランティアの受け入れ及び登録
- ボランティアコーディネーターの派遣要請
- ボランティアの派遣要請と派遣の調整
- ボランティアに対する情報（被災地の状況等）の提供

イ ボランティア部における主な活動

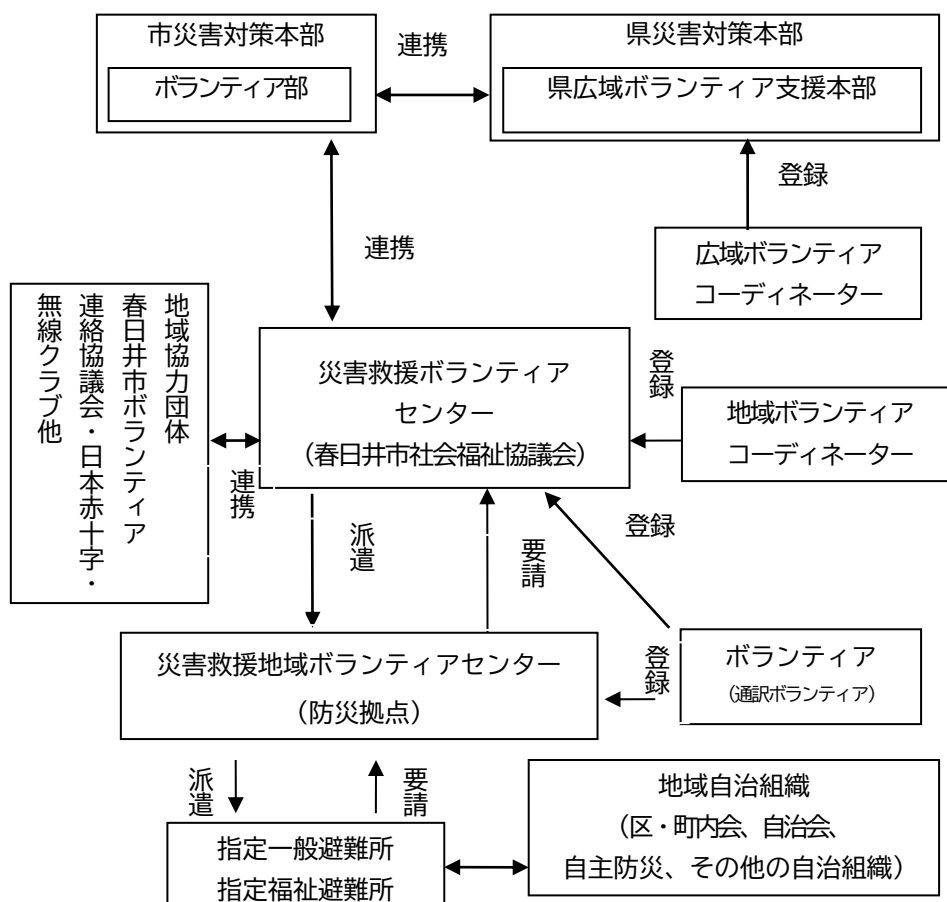
ボランティア部は、災害救援ボランティアセンターに対し、必要な情報提供や資器材の提供等を行う等の支援を行うものとする。また、災害対策本部各部から提出される派遣人員依頼書を基に、ボランティアのニーズを取りまとめ、市社会福祉協議会へ調整を依頼する。

(2) ボランティアの受け入れ手順と対応内容

災害時に受け入れるボランティアは、一般ボランティアと専門ボランティアがある。その他、災害活動支援系NPOが被災地に駆けつけ、組織的に支援を行う場合が想定される。

ボランティアの受け入れの流れは、次のとおり。

図 ボランティアの受け入れの流れ



ア 一般ボランティア

一般ボランティアは、炊き出しや物資の仕分け、清掃・片付け等労務を提供するもので、主な活動は次のとおり。

- 炊き出し、食料等の配布、救援物資や義援物品の仕分け・配布
- 清掃、がれきの片付け、屋内片付け、家屋修理
- 避難所運営の手伝い、引っ越しの手伝い、その他生活支援

一般ボランティアの受け入れについては、災害救援ボランティアセンターで行うこととする。

イ 専門ボランティア

専門ボランティアは、専門職従事者等の専門的資格や知識を有するもので、緊急消防援助隊やDMA T等の応援部隊や協定締結団体から派遣されるものを除き、自発的に労役を提供するものであるが、それぞれの分野で窓口となる協会等の専門団体へ要請を行い、受け入れる場合がある。専門ボランテ

ィアは、受付は災害救援ボランティアセンターで行うが、受け入れについては原則として災害対応を行っている受入担当者が窓口となり、情報提供やニーズに応じた派遣を行うこととする。

表 主な活動と受入窓口の例

活動分野	個人・団体	担当部
医療救護	医師、看護師、歯科医師、歯科衛生士、薬剤師、助産師等	救護福祉部救護班
建築関係	被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、建築士等	技術部
要配慮者支援	保健師、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士等	救護福祉部要配慮者班
外国語	通訳者、翻訳者等	ボランティア部
ペット	獣医師等	衛生部

ウ 災害活動支援系NPO（中間支援団体）との連携によるボランティア活動

平成 23 年東日本大震災では、多くの個人ボランティアやボランティア団体等が被災地に駆けつけたものの、各自の活動にとどまり、事前に連携して活動を行うことが十分でなかった。このため、被災地支援のためのボランティア活動の全体像が把握できず、現地での調整が困難な状況になった。さらに、政府・行政や企業等との連携体制も限定的で、有効に機能しなかった。

この教訓を踏まえ、全国規模でボランティア活動支援団体をネットワーク化する機運が高まり、平成 28 年熊本地震の際には、個人や事業団体等による災害ボランティア活動の連携・支援環境を整備し、総合的にボランティアの活動を支援する災害活動支援系NPO（JVOAD：全国災害ボランティア支援団体ネットワーク）が立ち上がる等、災害活動支援系NPOやNGO（中間支援組織）による効果的な被災者支援活動が行われている。

災害ボランティア活動においては、このような災害活動支援系NPOによるボランティア活動との連携を図ることが重要である。

災害活動支援系NPOとの連携は、活動内容が多岐に渡るため、原則としてボランティア部及び市社会福祉協議会を窓口とする。

NPO団体等の受け入れについても、ボランティア部と市社会福祉協議会が中心となり、応援要請・受入調整等の活動を行うことが重要となる。ボラ

ンティア部は、受入担当者からの専門ボランティアの派遣要請及び受入状況を把握し、必要に応じてNPO組織団体との調整を実施する。

参考：災害時の活動支援系NPOに想定される活動

被災者支援の「漏れ・抜け・落ち・ムラ」を防ぎ、地域ニーズに合った支援活動を促進するため、被災地域の関係者と協力してニーズや支援に関する情報を集約し、支援活動の調整機能としての役割を果たす。

- 被災者、住民、地域のニーズと支援状況の全体像の把握（支援のギャップの把握）
- 支援団体等への情報共有と支援団体間の調整
- 支援に向けた資金・人材等の効果的な投入のための調整
- 復旧・復興に向けた支援策の提言及び支援全般の検証

第5章 輸送ルート

1 緊急輸送道路等の区分

災害時における道路の復旧は、道路管理者によって行うことを原則とする。

本市においては、職員行動マニュアルに基づき技術部（公共土木班）が被害状況調査を行い、次の道路指定区分を考慮して国・県と道路啓開を行う優先順位を検討する。

指定区分	内容
中部版くしの歯作戦によるルート	地震等により甚大な被害を受けた地域での救援・救護、緊急物資輸送のための「道路啓開」を最優先に行う道路 (第1次・第2次緊急輸送道路から選定する)
第1次緊急輸送道路	県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路
第2次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路と市役所、主な防災拠点(行政機関、公共機関、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等)を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路
第3次緊急輸送道路	本市が独自に指定する道路。本庁舎と防災拠点や災害拠点病院、地域内輸送拠点等を連絡する道路

2 拠点間の標準アクセスルート等

具体計画及び県計画において、甚大な被害が想定される地域や防災拠点へ人的支援・物的支援が到達するため、陸路、空路及び海路における緊急輸送活動に必要な最低限のアクセスルートを選定している。本市に関連する各ルートについては、次のとおり。

(1) 交通規制対象路線

区分	路線名・路線番号	起点	終点	距離 (km)
最優先路線	東名高速道路	豊川 I C (静岡県境)	小牧 I C	88.3
	名神高速道路	小牧 I C	一宮 I C	18.1
	中央自動車道	小牧東 I C (岐阜県境)	小牧 J C T	10.8
	名古屋第二環状自動車道	名古屋西 J C T	名古屋南 J C T	43.7
	(国)19 号	熱田区伝馬 1 (熱田神宮南交差点)	春日井市内津町 (岐阜県境)	31.7
優先	(主)春日井稲沢線 (62)	春日井市大和通 2 (大和通 2 交差点)	稲沢市下津町 (下津交差点)	9.2
重点	(主)春日井各務原線 (27)	春日井市味美上ノ町 (味美上ノ町交差点)	犬山市寺下 (岐阜県境)	8.8
	名古屋犬山線 (102)	北区志賀町 (志賀橋)	小牧市岩崎 (岩崎交差点)	12.9

※優先…優先路線 重点…重点路線

(2) 大規模地震発生時における緊急交通路指定予定路線及び区間

路線番号	路線名	始点	終点
1	東名高速道路	静岡県境 (新城市)	小牧 I C (小牧市)
4	中央自動車道	岐阜県境 (春日井市)	小牧 J C T (小牧市)
5	名古屋第二環状自動車道	名古屋南 J C T (名古屋市緑区)	名古屋西 J C T (名古屋中川区)

(3) 検問所 (選別・閉鎖 I C) 一覧

番号	路線名	検問所名	用途
7	東名高速道路	守山 S I C	閉鎖
8	東名高速道路	春日井 I C	選別
9	名神高速道路	小牧 I C	選別
14	中央自動車道	小牧東 I C	閉鎖
24	名古屋第二環状自動車道	松河戸 I C	選別
25	名古屋第二環状自動車道	勝川第二 I C	閉鎖
26	名古屋第二環状自動車道	勝川第一 I C	閉鎖

選別検問所…緊急通行車両等と一般車両を選別し、緊急通行車両等は通行させるが、一般車両は通行禁止とし、原則として標章の交付事務は実施しない検問所

閉鎖 I C …インターチェンジの料金所等を閉鎖し、原則としてすべての車両の通行 (流出車両を除く) を禁止する検問所

(4) 「中部版くしの歯作戦」対象路線

道路種別	路線名	区間		道路管理者名
高速自動車国道	東名高速道路	新城市（静岡県境）	小牧市（小牧 I C）	NEXCO 中日本
	名古屋第二環状自動車道	名古屋市緑区（名古屋南 J C T）	名古屋市中川区（名古屋西 J C T）	NEXCO 中日本
	中央自動車道	小牧市（小牧 J C T）	春日井市（岐阜県境）	NEXCO 中日本
一般国道	国道 19 号	名古屋市熱田区神宮 2 丁目（熱田神宮南交差点）	春日井市（春日井 I C）	国土交通省

(5) 拠点間の標準アクセスルート（災害拠点病院～航空搬送拠点（名古屋空港飛行場））

病院名	道路種別	路線名	区間		管理者
春日井市民病院	県道	名古屋外環状線(451号)	春日井市民病院	総合体育館前交差点	愛知県
	県道	春日井一宮線(25号)	総合体育館前交差点	瑞穂通5丁目交差点	愛知県
	一般国道	国道 19 号	瑞穂通 5 丁目交差点	大和通 2 交差点	国土交通省
	県道	春日井稲沢線(62号)	大和通 2 交差点	豊場交差点	愛知県
	一般国道	国道 41 号	豊場交差点	幸田交差点	国土交通省
	県道	名古屋空港中央線(448号)	幸田交差点	名古屋飛行場	愛知県

(6) 拠点間の標準アクセスルート（広域物資輸送拠点～地域内輸送拠点）

拠点名	道路種別	路線名	区間		管理者
春日井市総合体育館	県道	愛・地球博記念公園瀬戸線(209号)	愛・地球博記念公園	愛・地球博記念公園北口交差点	愛知県
	県道	力石名古屋線(6号)	愛・地球博記念公園北口交差点	長久手 I C	愛知県
	自動車専用道路	名古屋瀬戸道路	長久手 I C	日進 J C T	愛知県道路公社
	高速自動車国道	東名高速道路	日進 J C T	春日井 I C	NEXCO 中日本
	一般国道	国道 19 号	春日井 I C	春日井インター東交差点	国土交通省
	一般国道	国道 155 号	春日井インター東交差点	西山町交差点	国土交通省
	市道	桃花台春日井線(129号)	西山町交差点	二又木交差点	春日井市
	県道	名古屋外環状線(451号)	二又木交差点	春日井市総合体育館	愛知県

(7) 緊急輸送道路

ア 県指定（第一次、第二次緊急輸送道路）

区分	路線名	起点	終点
第一次	東名高速道路	全区間	
	中央自動車道	全区間	
	名古屋第二環状自動車道	全区間	
	(国)19号	全区間	
	(国)155号	全区間	
	(国)302号	全区間	
	(主)名古屋犬山線(102号)	味美白山町(味美白山町2交差点)	味美上ノ町地内(小牧市境)
第二次	(国)155号	全区間	
	(主)春日井犬山線(49号)	全区間	
	(主)春日井稲沢線(62号)	上ノ町(六が池町北交差点)	味美西本町(味美上ノ町交差点)
	(主)名古屋犬山線(102号)	中新町・二子町地内(名古屋 市境)	味美白山町(味美白山町2交 差点)

イ 市指定（第三次緊急輸送道路）

区分	路線名	路線 番号	起点	終点
県道	(主)春日井一宮線	25号	上条町(下条町交差点)	牛山町地内
	(主)春日井各務原線	27号	田楽町(田楽町交差点)	上田楽町(田楽グランド北交 差点)
	(主)関田名古屋線	30号	全区間	
	(主)春日井稲沢線	62号	味美西本町(味美上ノ町交 差点)	美濃町(美濃町2交差点)
	神屋味美線	196号	柏原町(柏原町4交差点)	柏原町(柏原中学校北交差点)
	高蔵寺小牧線	199号	白山町(岩成台南交差点)	白山町(白山公園北交差点)
	春日井停車場線	204号	中央通(春日井駅北側)	八事町(八事南交差点)
	下半田川春日井線	205号	高蔵寺町(新東谷橋北交差点)	高蔵寺町(ふれあいセンター交 差点)
	名古屋外環状線	451号	鷹来町(二又木交差点)	鷹来町(総合体育館前交差点)
	内津勝川線	508号	篠木町(篠木町1交差点)	篠木町(篠木町4交差点)
市道	犬山春日井線	104号	美濃町(美濃町2交差点)	宮町(西部ふれあいセンター南西 側)
	朝宮線	112号	朝宮町(朝宮公園前交差点)	柏原町(柏原町4交差点)
	朝宮公園線	115号	宮町(西部ふれあいセンター南西 側)	朝宮町(朝宮公園前交差点)
	味美線	120号	味美白山町(西本町南交差点)	大和通(大和通1交差点)

下条線	125 号	下条町(下条町交差点南側)	下条町(消防署南出張所前)
市役所西線	128 号	鳥居松町(市役所北交差点)	鳥居松町(市役所正面)
桃花台春日井線	129 号	全区間	
弥生線	130 号	篠木町(篠木町 4 交差点)	六軒屋町(六軒屋町交差点)
白山線	137 号	全区間	
岩中線	141 号	岩成台(アピタ南西側)	中央台(アピタ南側)
		中央台(東部市民センター北側)	中央台(東部市民センター北交差点)
藤石線	142 号	中央台(東部市民センター北交差点)	中央台(高蔵寺高校前交差点)
高座線	149 号	高蔵寺町(高蔵寺北交差点)	高蔵寺町(徳洲会総合病院前)
—	2044 号	美濃町(美濃町交差点)	美濃町(消防署西出張所前)
—	3402 号	全区間	
—	3844 号	全区間	
—	7561 号	中央台(アピタ南側)	中央台(東部市民センター北側)

3 道路啓開等の措置

(1) 被災状況の集約

技術部(公共土木班)は、道路の被災状況や閉塞状況について情報収集を行い、災害対策本部に報告する。あわせて、上記の緊急輸送活動に必要な道路を参考に、道路啓開の方針を作成し、災害対策本部に諮る。災害対策本部は、道路の被災状況の報告を受け、県へその内容を伝達する。

(2) 協定に基づく道路啓開

技術部(公共土木班)は、災害対策本部会議において決定した方針に沿って、協定締結先等に対し、応急復旧、道路啓開を依頼する。あわせて、協定締結先等と連携し、道路復旧状況を随時把握し、災害対策本部へ報告する。

(3) 他機関との連携

県災害対策本部からの要請、くしの歯作戦による優先順位の変更、県公安委員会による交通規制(緊急交通路の指定)が予想されるため、他機関と情報共有を図り、通行止めによる迂回が発生することや、道路復旧状況を踏まえ、交通誘導等資器材の使用も連携して行うものとする。

第6章 被災地方公共団体への応援について

1 他地方公共団体への応援の基本的な考え方

本市は、平成23年東日本大震災、平成28年熊本地震、令和元年東日本台風等の他地方公共団体で被害のあった大規模災害時において、本市職員や給水車の派遣等、人的・物的支援を行った。

気候変動の影響等で自然災害が激甚化しており、今後においても、応急対策職員派遣制度や、災害時相互応援協定等により、本市職員等を派遣することが想定される。

災害派遣については、各種要請について連絡を受けた課が主体的に連絡調整を行うこととし、総合的な取りまとめを総務部市民安全課が行うものとする。

2 費用負担

応援に係る費用負担の考え方は、「第1章総則 8 費用負担」のとおりとする。

支援に要した費用については、求償の対象となる可能性があるため、所管課は必要書類を整理し、県から求償の通知があった場合は、所定の手続きに則り求償を行う。

第7章 受援力強化に向けた取り組み

1 計画の定期的な見直し

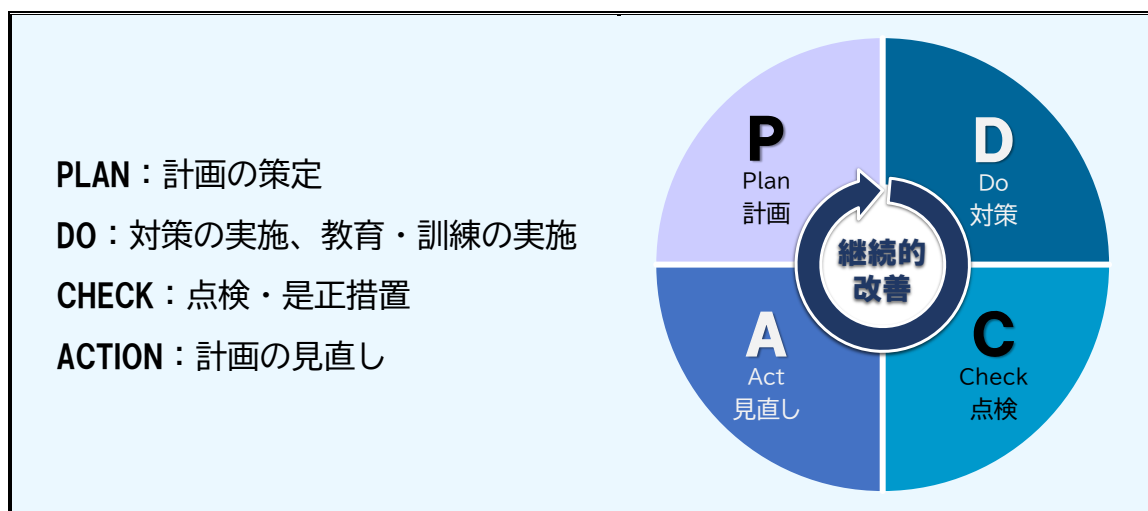
社会的な外部環境の変化や、組織改正等、本市にある資源は絶えず変化している。これらの状況を踏まえ、定期的かつ継続的に本計画及び受援対象業務の見直し・更新を行う。本計画については、以下の場合をとらえて実施する。

- ・関連する計画やガイドライン・指針等の改定や新規策定があったとき
- ・前提条件や拠点等の資源の状況が変わったとき
- ・事務事業の見直し等組織改編時
- ・計画の運用体制が変わったとき

また、春日井市地域防災計画や、職員行動マニュアル等、本計画の策定に伴い修正が必要となる部分については、それぞれ本計画との整合を図ることとする。

2 PDCAサイクルによる運用、改善

PDCAサイクルを活用し、各種訓練を活用しながら、改善を行う。その際、国の新しい制度や知見等の情勢の変化に伴う時点修正も含め、本計画の記載事項を絶対視することなく常に見直していくこととする。



3 研修・訓練による人材育成

本計画の実効性を確保するために、職員への計画内容の周知や、受援対象業務シートを活用する等、本計画に基づく訓練を実施し、受援に係る対応スキルを身

に付けるための機会を設けたり、人事異動の際に引き継ぎを兼ねた研修を実施したりすることにより、災害がいつ発生しても対応できるように、職員の能力の確保・維持を図っていくことが必要である。また、内閣府が実施している「防災スペシャリスト養成研修（応急活動・資源管理）」等、外部の研修等を通じて受援体制に関する理解を深めることや応援協定を締結している地方公共団体、企業団体間で、応援・受援に係る訓練を定期的に企画・実施することで顔の見える関係を作り、共通認識を持つことも効果的である。

また、受援に係る研修・訓練等を踏まえて、定期的な受援計画の検証と改善を行うことが重要であり、防災担当部署のみならず、災害対応業務に係る部署も含めた庁内全体が関わることが望ましい。そのようなプロセスを庁内で経験することによって、受援に関する情報を共有し、計画の実効性の向上を図ることが望まれる。

4 実災害からの教訓の収集、整理

実災害への対応により得られる課題や教訓等は、今後の災害対応を検討する上で貴重な知見となる。このため、被災地方公共団体への応援等を積極的に行う等、災害対応の記録や情報の収集、課題整理等に努め、将来の災害対応に生かしていく。

なお、大規模災害発生時には、内閣府や国の各省庁にて災害時の教訓を検証するためのワーキンググループ等が設置され、検討が行われることがある。日頃から国の動向を注視し、報告書等を基に、課題や対策を検討する。

5 関係機関等との平時からの交流

人的・物的支援の要請、受け入れについては、国、県、協定締結先等が重要なパートナーとなり、連携が必須となる。

より有効かつ円滑な運用を行う観点から、協定を締結するだけにとどまらず、具体的な運用のあり方や発災時の連絡体制の確立について、平時から調整を行い、顔の見える関係を構築することとする。

関連情報

◎ 応急対策職員派遣制度

総務省、地方三団体、指定都市市長会により構築された、地方公共団体間の人的支援の仕組み。災害マネジメント総括支援員、災害マネジメント支援員等で構成される「総括支援チーム」を派遣し、被災市区町村長への助言及び被災市区町村における応援職員のニーズ等の把握を行う災害マネジメント支援や、被災県及び案内の市区町村からの応援職員だけでは対応が困難な場合において、被災市区町村ごとに県または指定都市を原則として1対1で割り当て、避難所運営、罹災証明書交付等の災害対応業務を対象とした「対口支援方式」による応援職員の派遣を行うもの。

【応急対策職員派遣制度の概要】

(1) 「総括支援チーム」の派遣

「総括支援チーム」は、被災市区町村の長の指揮の下で、被災市区町村が行う災害マネジメントについて総括的に支援することを目的としており、被災市区町村の長への助言、幹部職員との調整、被災市区町村における応援職員のニーズ等の把握、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携等を通じて、これを行うこととしている。

また、「災害マネジメント」の対象業務は多岐にわたるため、総括支援チームの派遣にあたっては、災害マネジメント総括支援員をサポートできるチーム編成とし、災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員等、災害対応（以下の3～5名）で構成することを基本としている。

【総括支援チームの構成イメージ】

- 「災害マネジメント総括支援員」として登録された者 1名
- 「災害マネジメント支援員」として登録された者等、避難所運営業務や罹災証明書の交付業務等に関する知見を有する者 1～2名
- 連絡調整要員 1～2名

(2) 「対口支援方式」による応援職員の派遣

「対口支援方式」とは、被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てることにより、担当する都道府県又は指定都市（以下「対口支援団体」という。）を決定し、対口支援団体が基本的に自ら完結して応援職員を派遣することをいう。

なお、都道府県が対口支援団体である場合は、都道府県及び区域内の市区町村（原則として指定都市を除く。）が一体的に応援職員を派遣することとしている。

本制度における対口支援方式による応援職員の派遣は、災害時、被災都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは対応困難な場合には、被災地域ブロック内を中心とした地方公共団体による応援職員の派遣（第1段階支援）が行われ、それによってもなお対応が困難な場合、全国の地方公共団体による応援職員の派遣（第2段階支援）が行われる。

なお、対口支援団体が支援する業務は、災害応急対策を中心とした災害対応業務のうち、避難所の運営及び罹災証明書の交付に関するものを主な対象としており、その他については、本制度以外の仕組み等において対象としていない業務を支援することとしている。国等が関与して全国的に行われる本制度以外の仕組みが対象とする業務（例えば災害廃棄物処理等）については、所管省庁等に協力を要請することとなる。

◎ 南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（具体計画）

国（内閣府）において、平成27年3月に策定した計画。被害想定に基づき国が実施する災害応急対策に係る緊急輸送ルート、救助・消火活動等、医療活動、物資調達、燃料供給及び防災拠点に関する活動を具体的に定めている。

本計画では、これらの計画に定められた人的・物的資源に関する国及び県の支援内容や支援の流れと整合を図りながら計画の運用を行うこととする。

◎ 南海トラフ地震における愛知県広域受援計画（県計画）

国の具体計画を踏まえ、県内での効率的・効果的な災害応急対策を実施するため、平成28年3月に県が策定した計画。県外からの人的・物的支援を受け入れる際の担当機関・手順等について、県の役割を中心に、関係する市町村、防災関係機関の役割等について定めている。

本計画では、輸送拠点やプッシュ型物資の種類及び想定量の算出等、県計画に定められた人的・物的資源の輸送計画等と整合を図りながら計画の運用を行うこととする。

◎ 地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン

平成 23 年東日本大震災や平成 28 年熊本地震等における災害対応の教訓を踏まえ、平成 29 年 3 月に国が公表したもので、地方公共団体における受援体制の整備に関する事項や受援に関する基本的な考え方を示している。

本計画は、このガイドラインが推奨する受援の基本方針を踏まえ、応援要請の流れや受入体制、受援対象となる業務の選定基準を参考とし、策定した。

◎ 国等の専門団体による応援組織

○ 自衛隊の災害派遣（防衛省）

自衛隊法第 83 条に基づき、自然災害をはじめとする各種災害の発生により、当該地域や地方公共団体の保有する防災・災害救助の能力では十分な対応ができないときに活動を行う。大きく「災害派遣」「地震防災派遣」「原子力災害派遣」が定められている。このうちの災害派遣の活動範囲は、次のとおり。

- ・被害状況の把握（車両、航空機等による情報収集活動）
- ・避難の援助（避難者の誘導、輸送等）
- ・遭難者等の搜索救助（通常他の救援活動に優先し、搜索救助）
- ・水防活動（土のう作成、運搬、積み込み等）
- ・消防活動（消防機関に協力して消火活動）
- ・道路又は水路の啓開（道路もしくは水路の啓開、障害物除去）
- ・応急医療、救護及び防疫（被害者に対する応急医療、救護、防疫等）
- ・人員及び物資の緊急輸送（救急患者、医師等の人員、救援物資の緊急輸送）
- ・炊飯及び給水（被災者に対する炊飯、給水、入浴支援等）
- ・物資の無償貸与又は譲与（生活必需品の無償貸与、救じゅつ品譲与）
- ・危険物の保安及び除去（火薬類、発火物危険物の保安措置及び除去）
- ・その他（がれき処理、ごみ処理等、自衛隊の能力で対処可能なもの）

○ 緊急消防援助隊（総務省消防庁）

被災地の消防力のみでは対応困難な大規模・特殊な災害の発生に際し、市町

村長・都道府県知事あるいは消防庁長官の要請により出動し、現地で都道府県単位の部隊編成がなされた後、災害活動を行う。主な活動内容は次のとおり。

- 大規模火災発生時の延焼防止等消火活動
- 要救助者の検索、救助活動
- 高度救命用資機材による救助活動
- 消防防災ヘリコプターによる消防活動
- 毒劇物等災害、大規模危険物災害等の消防活動
- 水難救助隊、遠距離送水隊等による活動

○ 警察災害派遣隊（警察庁）

大規模災害発生時に各都道府県警から被災地に派遣され、災害対応を行う。災害発生直後に派遣される即応部隊（広域緊急援助隊、広域警察航空隊、機動警察通信隊、緊急災害警備隊）と、一定期間の経過後派遣される一般部隊（特別警備部隊、特別生活安全部隊、特別交通部隊、特別自動車警ら部隊、特別機動捜査部隊、身元確認支援部隊、支援対策部隊）がある。派遣後は現地警察本部の指揮下に入る。主な活動内容は次のとおり。

- 即応部隊…救出救助、緊急交通路の確保、行方不明者搜索、検視・身元確認、警戒警ら等
- 一般部隊…搜索、警戒警ら、交通整理・規制、パトロール、相談対応、初動捜査、補給・受援対策、身元確認の資料収集、通信施設の復旧

○ TEC-FORCE（国土交通省）

緊急災害対策派遣隊（Technical Emergency Control Force）。被災地方公共団体の支援ニーズを把握し、被害拡大の防止や早期復旧のための被災状況調査、災害対策用機械による応急対策及び技術的助言等を行う。国土交通省地方整備局を主体に、本省、地方運輸局等、国土技術政策総合研究所、気象庁、国土地理院から構成される。主な活動内容は次のとおり。

- 災害対策用ヘリコプターによる被災状況調査
- 市町村へのリエゾン派遣

- 現地派遣職員による被災状況の把握、衛星通信局等による被災地の通信確保
- Ku-SAT（小型衛星画像伝送装置）、監視カメラ設置等による監視体制確保
- 専門家による地方公共団体への技術的助言、搜索活動への技術的助言
- 排水ポンプ車による緊急排水、除雪
- その他、照明車派遣、道路啓開、復旧支援、救援物資、燃料輸送支援等

○ DMAT（厚生労働省・都道府県）

災害派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Team）。大規模災害や多くの傷病者が発生した事故等の現場に、急性期（おおむね 48 時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チーム。医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、消防と連携して活動する。主な活動内容は次のとおり。

- 臨時医療拠点（SCU）設置、広域医療搬送、地域医療搬送
- 病院支援、現場活動、ドクターヘリによる活動

○ DHEAT（厚生労働省・都道府県・政令指定都市）

災害時健康危機管理支援チーム（Disaster Health Emergency Assistance Team）。被災都道府県の保健医療調整本部と保健所が行う保健医療行政の指揮調整機能等の支援を行う。公衆衛生医師、保健師、業務調整員、薬剤師、獣医師、管理栄養士等で組織される。主な活動内容は次のとおり。

- 健康危機管理組織の立ち上げ支援
- 後方への支援要請と資源調達
- 組織、職種横断的な調整

○ DPAT（厚生労働省・都道府県）

災害派遣精神医療チーム（Disaster Psychiatric Assistance Team）。被災地域において、専門性が高く機動性を持って精神科医療の提供と精神保健活動の支援を行う。精神科医師、看護師、事務職員等で組織される。主な活動内

容は次のとおり。

- 既存の精神医療システムの支援
- 災害のストレスによって新たに生じた精神的問題を抱える一般住民への対応
- 支援者（地域の医療従事者、救急隊員、行政職、保健職等）の支援

○ J M A T（日本医師会）

日本医師会災害医療チーム（Japan Medical Association Team）。被災地外の都道府県医師会ごとにチームを編成し、被災地の医師会からの要請に基づいて派遣される。DMA Tの撤退後を引き継ぐように、避難所等における医療・健康管理活動を中心に、現地の医療体制が回復するまでの間、地域医療を支える。主な活動内容は次のとおり。

- 避難所や救護所等の被災者への医療、健康管理、公衆衛生対策
- 在宅患者の医療、健康管理
- 医療空白地域の把握及び巡回診療等の実施
- 被災地の医療関係者間の連絡会の設置支援
- 患者移送
- 再建後の被災地医療機関への引継ぎ

○ D．W a s t e－N e t（環境省）

災害廃棄物処理に関し、国が集約する知見や技術を有効活用するために構築された人的支援ネットワーク。支援者グループには、有識者、地方公共団体関係者、技術者のほか、関係業界団体として、廃棄物処理事業、建設業関連事業、個別処理工程関連業界、輸送関連事業団体等が参画する。主な活動内容は次のとおり。

- 被災状況等の現地調査
- 災害廃棄物の仮置き場調査や助言
- 災害廃棄物処理実行計画の策定や災害廃棄物発生量の推計
- 処理困難物の処理方法の支援

- 災害廃棄物の収集、運搬支援

○ **農業農村災害緊急派遣隊（水土里災害派遣隊）（農林水産省）**

農地・農業用施設等の二次災害や増破等の被害拡大を防止し、早期復旧を行うため、被災施設の種類や被災内容等に応じてチームを編成し、派遣する。また、必要に応じ試験研究機関等への専門家の派遣要請を行い、合同で調査及び支援を実施する。主な活動内容は次のとおり。

- 初期情報収集
- 緊急調査、応急対応に関する助言、指導
- 技術支援（被災状況の調査、被害額算出や復旧工法等に関する技術指導等）
- 高度な技術を有する専門家の派遣
- 災害応急用資機材の貸出

○ **全国水土里ネット（全国土地改良事業団体連合会）**

全国土地改良事業団体連合会による支援ネットワーク。農地、農業用施設等の災害復旧に係る知識と経験を有し、認定を受けた農村災害復旧専門技術者を被災地に派遣し、技術支援を行う。主な活動内容は次のとおり。

- 農地や農業用施設等の現地被災状況等の把握
- 農地復旧の応急対策に係る技術支援
- 災害復旧業務（災害査定に向けた準備業務）に係る技術的支援

○ **日本水道協会（各種団体・市町村・厚生労働省）**

水道事業・簡易水道事業・水道用水供給事業のいずれか、又は複数を経営する地方公共団体又は法人及び専用水道を設置する法人又は団体を正会員とする団体で、大規模災害発生時には、水道給水対策本部を設置し、対応にあたる。主な活動内容は次のとおり。

- 被害状況の把握
- 応急給水活動
- 応急復旧活動

- 広報活動支援

○ 災害時支援全国代表者連絡会議（各種団体・都道府県・国土交通省）

下水道施設が被災した際に全国的な支援活動を調整するために設置されるもので、国土交通省、日本下水道事業団、ブロック連絡会議、ブロック内の大都市、ブロック連絡会議で選出した市町村、関係協会、連合会等により構成され、事務局を日本下水道協会に置く。主な活動内容は次のとおり。

- 下水道の被害状況把握、応援要請のとりまとめ
- 支援計画の立案、支援調整、情報提供
- 応援隊の拠点となる前線基地の調整及び確保
- 資器材調達や外注費用の積算等の支援調整
- 広報に関する連絡調整及び支援

○ 全国被災建築物応急危険度判定協議会（国土交通省）

地震直後に被災建築物の応急危険度判定を迅速に実施するため設置されるもので、国土交通省、都道府県、建築関連団体、都市再生機構等で構成され、事務局を日本建築防災協会に置く。主な活動内容は次のとおり。

- 会員相互の支援に関する調整
- 被災建築物の応急危険度判定

○ 被災宅地危険度判定連絡協議会（国土交通省）

大規模災害時に宅地の危険度を迅速かつ的確に判定するために設置されるもので、都道府県、政令指定都市等で構成され、事務局を全国宅地擁壁技術協会に置く。主な活動内容は次のとおり。

- 会員相互の支援に関する調整
- 被災宅地の危険度判定
- 擁壁等の宅地の危険度判定

◎ 緊急通行車両等の事前届出制度

県警察本部が定めている「緊急通行車両等の事前届出及び確認手続き等要領の制定（平成 22 年交規発甲等第 125 号）」により、大規模災害発生時において交通規制を行った際に、公安委員会の審査の省略を可能とし、標章及び緊急通行車両等確認証明書を迅速に交付することにより、早期の応急対策活動に資することができる制度。

事前に使用する可能性のある車両について届出を行い、届出済証を受領しておく必要がある。

◎ 中部版くしの齒作戦（早期復旧支援ルート確保手順）

東日本大震災を踏まえ、津波による甚大な被害が想定される太平洋沿岸部での救援・救護活動、緊急物資の輸送等を迅速に行うため、各県や政令指定都市、道路事業者等で構成された中部地方幹線道路協議会により策定されたもの。被災地での救援・救護活動を支援するための道路啓開を「最優先」に行うため、事前に人命救助及び緊急物資輸送のためにアクセスすべき拠点へのアクセスルートを選定している。